

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月26日
【届出者の氏名又は名称】	SOMPO Light Vortex株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
【電話番号】	090-7223-4237
【事務連絡者氏名】	投資戦略部 高橋佑典
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	SOMPO Light Vortex株式会社 (東京都新宿区西新宿一丁目26番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、SOMPO Light Vortex株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社農業総合研究所をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注8) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社農業総合研究所

2 【買付け等をする株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

2024年4月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)(行使期間は2024年5月10日から2029年5月9日まで)

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、SOMPOホールディングス株式会社(以下「SOMPOホールディングス」といいます。)がその発行済株式の全てを所有する株式会社です。公開買付者は、2025年12月25日、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)グロース市場に上場している対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式(以下に定義します。)を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者の株主を公開買付者、対象者の筆頭株主(2025年8月31日現在。以下、株主順位の記載について同じです。)かつ対象者の代表取締役会長CEOである及川智正氏(所有株式数：3,712,500株、所有割合(注)：17.02%。以下「及川氏」といいます。)及び対象者の第4位株主かつ対象者の代表取締役社長である堀内寛氏(所有株式数：2,152,500株、所有割合：9.87%。以下「堀内氏」といい、及川氏と併せて、以下「及川氏ら」と総称します。)のみとし、対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本書提出日現在、公開買付者及びSOMPOホールディングス(以下「公開買付者ら」と総称します。)は対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

(注) 「所有割合」とは、対象者が2025年11月28日に提出した第19期有価証券報告書(以下「対象者有価証券報告書」といいます。)に記載された2025年8月31日現在の発行済株式総数(22,025,900株)に、対象者から報告を受けた同日現在残存し行使可能な本新株予約権(1,600個)の目的となる対象者株式の数(160,000株)を加算した株式数(22,185,900株)から、対象者有価証券報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(377,671株)を控除した株式数(21,808,229株。以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。)をいいます。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月25日付で、及川氏らとの間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(及川氏ら)」)といたします。)を締結しており、()及川氏が所有する対象者株式3,712,500株(所有割合:17.02%)のうち962,500株(所有割合:4.41%)及び本新株予約権(及川氏は、本新株予約権を350個(目的となる対象者株式の数:35,000株、所有割合:0.16%)所有しています。)を本公開買付けへ応募し、残りの対象者株式2,750,000株(所有割合:12.61%)を本公開買付けに応募しない旨、及び()堀内氏が所有する対象者株式2,152,500株(所有割合:9.87%)のうち1,052,500株(所有割合:4.83%、及川氏らが本公開買付けに応募する旨を合意している対象者株式の合計2,015,000株(所有割合:9.24%)を総称して、以下「本応募合意株式(及川氏ら)」といたします。)及び本新株予約権(堀内氏は、本新株予約権を350個(目的となる対象者株式の数:35,000株、所有割合:0.16%)所有しています。及川氏らが本公開買付けに応募する旨を合意している本新株予約権の合計700個(目的となる対象者株式の数の合計:70,000株、所有割合:0.32%)と本応募合意株式(及川氏ら)を総称して、以下「本応募合意株式等(及川氏ら)」といたします。)を本公開買付けへ応募し、残りの対象者株式1,100,000株(所有割合:5.04%、及川氏らが本公開買付けに応募しない旨を合意している対象者株式の合計3,850,000株(所有割合:17.65%)を総称して、以下「本不応募合意株式」といたします。)を本公開買付けに応募しない旨を合意しております。及川氏らが本取引完了後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていく予定であることから、及川氏らが所有する対象者株式の一部につき本公開買付けに応募しない予定とされており、なお、及川氏はその所有する対象者株式3,712,500株(所有割合:17.02%)のうち1,318,900株(所有割合:6.05%)を大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)に、1,000,000株(所有割合:4.59%)を東海東京証券株式会社(以下「東海東京証券」といいます。)にそれぞれ担保として提供しており、堀内氏はその所有する対象者株式2,152,500株(所有割合:9.87%)のうち1,302,600株(所有割合:5.97%)を大和証券に担保として提供しておりますが、及川氏は、当該担保権を本書提出日中にいずれも解除した上で、本応募合意株式(及川氏ら)について本公開買付けに応募することを予定しているとのことです。加えて、公開買付者は、2025年12月25日付で、()対象者の第2位株主である株式会社プレンティー(以下「プレンティー」といいます。)との間で、その所有する対象者株式2,940,000株(所有割合:13.48%)の全てについて本公開買付けへ応募する旨の契約(以下「本応募契約(プレンティー)」)といたします。)を、()対象者の第3位株主である日本郵政キャピタル株式会社(以下「日本郵政キャピタル」といいます。)との間で、その所有する対象者株式2,542,100株(所有割合:11.66%)の全てについて本公開買付けへ応募する旨の契約(以下「本応募契約(日本郵政キャピタル)」)といたします。)をそれぞれ締結しております。本応募契約(及川氏ら)、本応募契約(プレンティー)及び本応募契約(日本郵政キャピタル)の詳細については、下記「(6)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

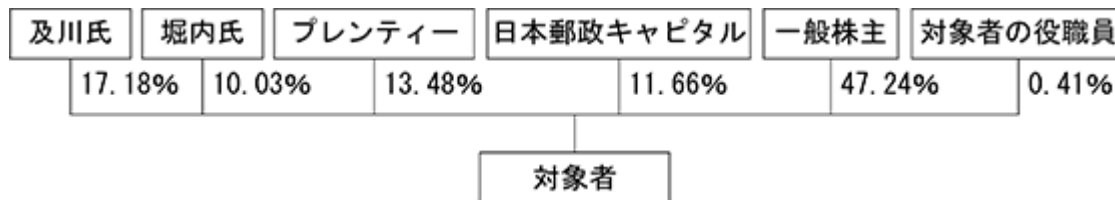
公開買付者は、本公開買付けにおいて10,688,800株(所有割合:49.01%)を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(10,688,800株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、本公開買付けは、対象者株式の非公開化を目的としていることから、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(10,688,800株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(10,688,800株)については、本基準株式数(21,808,229株)に係る議決権の数(218,082個)に3分の2を乗じた数(145,388個)から、本不応募合意株式(3,850,000株)に係る議決権の数(38,500個)を控除した数(106,888個)に対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(10,688,800株)としております。これは、公開買付者が、本取引において、対象者株式の非公開化を目的としているところ、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の株式併合の手段を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付けの成立後に公開買付者及び及川氏らが対象者の総株主の議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより対象者株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本公開買付けの成立後に、対象者に対して、対象者の株主を公開買付者及び及川氏らのみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)の実施を要請することを予定しております。

また、本取引を図で表示すると大要以下のとおりとなります。

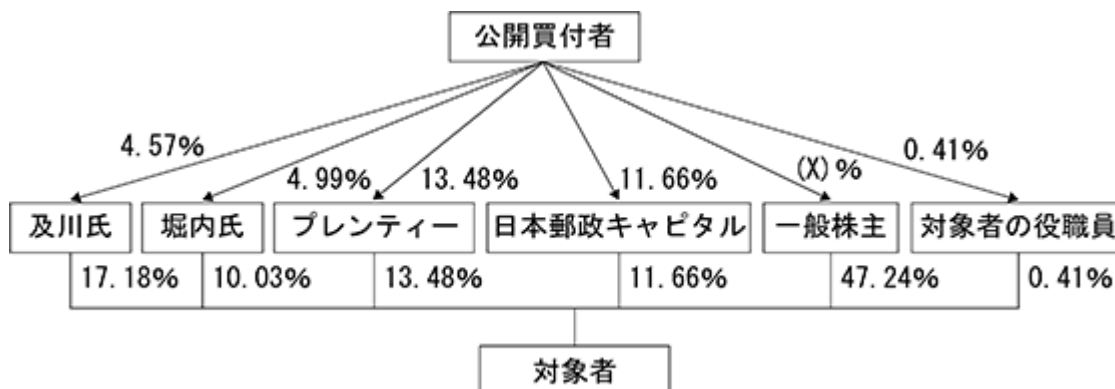
・ 本公開買付けの実施前(現状)

本書提出日時点において、及川氏が対象者株式3,712,500株(所有割合：17.02%)及び本新株予約権350個(目的となる対象者株式の数：35,000株、所有割合：0.16%)、堀内氏が対象者株式2,152,500株、(所有割合：9.87%)及び本新株予約権350個(目的となる対象者株式の数：35,000株、所有割合：0.16%)、プレンティーが対象者株式2,940,000株(所有割合：13.48%)、日本郵政キャピタルが対象者株式2,542,100株(所有割合：11.66%)、その他一般株主が対象者株式10,301,129株(所有割合：47.24%)、対象者の役職員(及川氏らを除く)が本新株予約権900個(目的となる対象者株式の数：90,000株、所有割合：0.41%)を所有。



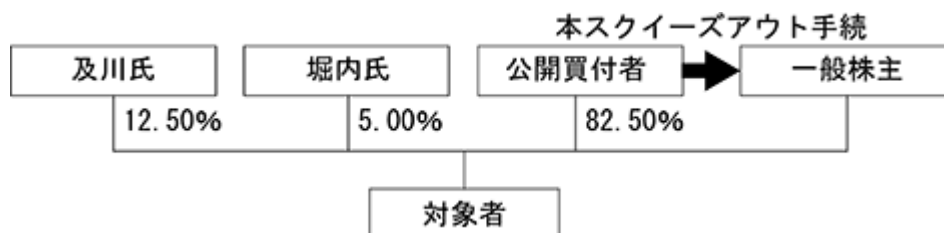
・ 本公開買付け(2025年12月26日～2026年2月16日)

公開買付者が及川氏が所有する対象者株式962,500株(所有割合：4.41%)及び本新株予約権350個(目的となる対象者株式の数：35,000株、所有割合：0.16%)、堀内氏が所有する対象者株式1,052,500株(所有割合：4.83%)及び本新株予約権350個(目的となる対象者株式の数：35,000株、所有割合：0.16%)、プレンティーが所有する対象者株式2,940,000株(所有割合：13.48%)、日本郵政キャピタルが所有する対象者株式2,542,100株(所有割合：11.66%)、その他一般株主が所有する対象者株式及び対象者の役職員(及川氏らを除く)が所有する本新株予約権全てを対象とする本公開買付けを実施。



・本スクイーズアウト手続の実施(2026年4月上旬(予定))

対象者の株主を公開買付者及び及川氏らのみとするための一連の手続を実施。



公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」に記載のとおり、本取引における買付資金及び付随費用に充当する目的で、決済の開始日の前営業日までに、SOMPOホールディングスより出資を受ける予定です。

また、対象者が2025年12月25日に公表した「SOMPOホールディングス株式会社の完全子会社であるSOMPO Light Vortex株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2025年12月25日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者(以下「本新株予約権者」といいます。)の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をしたとのこと。対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者は、SOMPOグループ(以下に定義します。)が2016年にSOMPOホールディングス内にデジタル戦略部を設置して、グループ内のDXの推進とデジタル新規事業の創出のために、デジタル技術を有するスタートアップ企業をはじめとしたパートナーとのアライアンス(出資・協業・M&A)を行ってきた背景から、デジタル領域の事業化により、顧客への魅力あるコンテンツ作りを強化することを目的とし、2021年7月にデジタル技術を活用した商品・サービスの企画、開発、販売を事業内容として設立されました。公開買付者は、SOMPOグループの新規事業創出を担う企業であり、「循環型社会への転換」「労働人口の減少」「食領域に関する課題」を注力領域として既存の保険事業の枠にとらわれず、社会課題の解決と「安心・安全・健康」な未来の実現を目指しております。公開買付者は、スタートアップ企業や社内外の多様なパートナーとの「共創」を軸に展開することを経営方針とし、SOMPOグループが持つ広範なネットワークやリソースを活かし、新しいアイデアの事業化を一貫して支援しております。

公開買付者の完全親会社であるSOMPOホールディングスは、2010年4月1日に株式会社損害保険ジャパンと日本興亜損害保険株式会社による共同株式移転によりNKJホールディングス株式会社として設立された、保険業法(平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。以下「保険業法」といいます。)第2条第16項に規定される保険持株会社であり、2014年9月1日付で損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社に商号変更を行い、その後、2016年10月1日に損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社から現在のSOMPOホールディングス株式会社に商号変更を行いました。また、SOMPOホールディングスの株式については、2010年4月1日に東京証券取引所市場第一部及び株式会社大阪証券取引所市場第一部に上場し、2022年4月の東京証券取引所における市場区分の見直しにより、本書提出日現在においては東京証券取引所プライム市場に上場しております。

2025年9月30日現在、SOMPOグループ(公開買付者、保険持株会社であるSOMPOホールディングス及び関係会社(子会社136社及び関連会社等20社)を総称してまいります。以下同じです。)は、国内損害保険事業、海外保険事業、国内生命保険事業、介護事業、延長保証事業、デジタル関連事業、及びアセットマネジメント事業等を営んでおります。また、「“安心・安全・健康”であふれる未来へ」というパーパスの実現に向け、2024年度より3年間の中期経営計画をスタートさせており、「レジリエンスのさらなる向上」と、「つなぐ・つながる」の実現を通じて、持続的な企業価値の向上を果たしていくことを目指しております。中期経営計画の取組みをさらに加速するために、2025年4月にはグループの事業を「SOMPO P&C(損害保険事業)」と「SOMPO ウェルビーイング」の2つのビジネス領域に集約しました。

公開買付者は、スタートアップ企業や社内外の多様なパートナーとの「共創」を軸に展開することを経営方針とし、SOMPOグループが持つ広範なネットワークやリソースを活かし、新しいアイデアの事業化を一貫して支援しております。

SOMPOグループを取り巻く市場環境は、国内外の金融政策や為替、グローバルなビジネス環境や保険市場の動向の不確実性が増しており、国内ではインフレが企業経営や人々の生活に影響を与え、中期的には少子高齢化の進行による人口動態の変化、それがもたらす国内保険市場の縮小や介護事業の働き手が不足することによる介護労働力の需給ギャップ拡大が見込まれていると考えています。このような市場環境の中、ステークホルダーの期待に応え続け、中長期的な企業価値向上を果たしていけるよう、持続的な収益力の強化に向けて徹底した業務の見直しを実践しており、国内損害保険事業をはじめとする伝統的なマーケットにおいては、業務の適正性・健全性と収益性の両方を向上させるための変革へのチャレンジに着手しております。また、介護事業では、ご利用者様やそのご家族様の幸せだけでなく、寄り添う職員の働きがいと処遇を高め続けていけることが同じように大切と位置付け、高いサービス品質と生産性を実現するための経営に取り組んでおります。これらに不可欠なAIの業務実装やデータの利活用には、グループとして積極的に資本投下を行い、今後も実用化のスピードを高めていくことを目指しております。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者は、「持続可能な農産業を実現し、生活者を豊かにする」をビジョンに掲げ、日本及び世界から農業が無くならない仕組みを構築することを目的として、2007年10月に創立されたとのことです。また、2016年6月に東京証券取引所マザーズ市場に株式上場し、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しにより、本書提出日現在、東京証券取引所グロース市場に上場しているとのことです。

本書提出日現在、対象者、非連結子会社1社及び関連会社2社で構成される対象者の企業グループ(以下「対象者グループ」といいます。)は、農家の直売所事業及び産直事業を主たる事業としており、事業内容は以下のとおりとのことです。

(ア)農家の直売所事業

対象者は、全国の集荷拠点で集荷した新鮮な農産物を都市部のスーパーマーケット等内に設置したインショップ(農家の直売所)に最短1日でお届け・販売する独自の流通プラットフォームを提供しているとのことです。生産者が農産物を規格にとらわれず生産し、自ら販売価格や販売先を決める自由出荷により、生産者の所得拡大やフードロスの削減、消費者にとっては安心・安全で新鮮な農産物をスーパーマーケット等で購入できる農産物流通を実現しているとのことです。対象者は、日本(国産)で流通している野菜・果物の実に約70%がスーパーマーケットで購入・消費されているものと推定しており、「農家の直売所」は、青果類の最大の販売チャネル(メインストリーム)であるスーパーマーケットに設置することで、より多くの生産者と消費者を繋ぐことができる新しいプラットフォームであると考えているとのことです。また、農家の直売所事業は、「委託販売システム」(注1)の提供と、委託販売システムを対象者が利用し、対象者が登録生産者等から農産物を買取りし委託販売する「買取委託販売」(注2)を行っているとのことです。

- (注1) 「委託販売システム」とは、対象者及び業務委託先が運営する集荷場で登録いただいた生産者(以下「登録生産者」といいます。)から農産物を集荷し、スーパーマーケット等の産直コーナーで委託販売を行う流通プラットフォームを提供するシステムをいうとのことです。対象者もスーパーマーケット等も買い取りをしないため、在庫リスクは登録生産者にありますが、その代わりに登録生産者は、販売する「農産物」とスーパーマーケット等の「販売先」と「販売価格」を自分自身で決定することができるとのことです。
- (注2) 「買取委託販売」とは、天候不順等で農産物の供給量が安定しない場合や、スーパーマーケット等からフェア実施等で一定の供給量の要望があった場合に、対象者が登録生産者等から農産物を買取ることで供給量を確保し、スーパーマーケット等で委託販売を行う販売方式をいうとのことです。

(イ)産直事業

対象者が生産者から直接農産物を買取り、ブランディング(付加価値の見える化)をしてスーパーマーケット等に卸す卸売事業とのことです。対象者スタッフが産地に足を運び、直接生産者に取材することで生産者の想いや商品の隠れた魅力を浮き彫りにするとともに、「何を売りにするのか」を分析し、商品の「パッケージ」、売場の「POP」、生産者のおすすめ「レシピ」等で商品の付加価値の見える化をすることです。そして、ブランディングした生産者の顔が見える安心・安全な産直農産物を新鮮な状態で消費者にお届けすることです。農家の直売所事業で培った「小売アカウント・物流インフラ・産地ネットワーク」を活用することで、生産者の顔が見える「安心・安全・新鮮・おいしい」農産物を青果売場でも「卸販売(注3)」にて展開しているとのことです。また、農家の直売所における委託販売システムと上記のブランディング機能を融合した「産直委託モデル(注4)」を推進しているとのことです。

- (注3) 「卸販売」とは、農産物を登録生産者等から買取り、生産者や農産物の強みをパッケージ・POP等にてブランディング化した上で、スーパーマーケット等へ販売を行う仕入販売をいうとのことです。
- (注4) 「産直委託モデル」とは、農家の直売所事業における委託販売システムと産直事業におけるブランディング機能を組み合わせ、売上を生産者、対象者及びスーパーマーケット等で分け合うこと(レベニューシェア方式)で、生産者からスーパーマーケット等までが一体となって消費者のニーズに応える商品を届けることに注力することを目指す流通モデルをいうとのことです。

上記のとおり、対象者グループは、「持続可能な農産業を実現し、生活者を豊かにする」をビジョンに掲げ、「農業に情熱を」を合言葉に、日本から世界から農業がなくなるしない仕組みを構築することを目的としているとのことです。そのために、農家の直売所事業及び産直事業を通じ、ミッションである「ビジネスとして魅力ある農産業の確立」を実践しており、対象者グループは、卸売市場流通と農産物直売所の中間に位置する企業として、農産物流通における独自のポジションを確立してきたと考えているとのことです。

対象者グループは、日本の農業が従事者の高齢化や耕作放棄地の増加、食料自給率の低下等の多くの課題を抱えており、これらの根本原因は「儲からない」ことにあると考えているとのことです。そして、「儲からない」ことの本質的課題は、農産物の需給バランスが崩れていることにあると認識しているとのことです。かかる現状を打破し、持続可能な農産業を実現するために、対象者は2025年4月14日付で「中期経営計画2025-2027」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定したとのことです。対象者は、成長戦略の基本方針として、第1フェーズ～第3フェーズに区分けした上で、「第1フェーズ」にあたる2024年8月期までは農家の直売所事業の確立や産直卸事業の立上げに取り組んできたとのことです。本中期経営計画の対象となる2025年8月期からは「第2フェーズ」と位置づけ、「農業を儲かる仕組みに」をテーマに、産直委託モデルの展開とAI需要予測システム（注5）の開発による需要の可視化と需給を繋げるプラットフォーム構築を掲げているとのことです。具体的には、従来の卸取引の場合、生産者と消費者の情報が遮断されており、各社が自社の利益を優先する結果、消費者が商品の品質や価格のばらつきに悩まされていたことから、対象者は「産直委託モデル」を開発することにより、生産者からスーパーマーケット等までが一体となって消費者の売上金額が分配され、消費者のニーズに応える商品を届けることに注力した商流の構築を目指しているとのことです。また、市場を経由する従来の流通は大量・安定供給が可能である反面、流通間の情報遮断により消費者の需要が生産者に伝わらず、業界全体で需給バランスが取れていないことが課題と認識していたとのことです。この課題の解決のために、対象者がAI需要予測システムを開発し、消費者にとって必要な量を予測して需要を可視化し、生産者はその需要に応じた量の生産を行い、需給のバランスを取ることを目指しているとのことです。特に対象者の場合、生産から販売までをワンストップでサポートできる人材（農産物流通プロフェッショナル）が産地の状況と店舗の動向を双方向で共有しているため、AI需要予測システムのデータをきめ細かなサポートで活かすことができ、需要と供給のバランス調整を一気通貫で行い、生産と消費のミスマッチを解消できると考えているとのことです。また、対象者は、本中期経営計画の最終年度である2027年8月期の数値目標をGMV（注6）300億円、営業利益4.5億円、総還元性向30%、ROE20%と設定したとのことです。

（注5） 「AI需要予測システム」とは、農産物の流通量の適正化を実現するため、スーパーマーケット等で収集したビッグデータを活用することで、消費者にとって必要な農産物の流通量を予測するシステムをいうとのことです。

（注6） 「GMV」とは、「Gross Merchandise Value」の略であり、スーパーマーケット等において最終消費者が購入した最終販売価格の総計をいうとのことです。

その後、対象者グループは、本中期経営計画に則りアクションプランを計画・実行してきたとのことです。生産者及びスーパーマーケット等への営業活動強化や相場高の継続等の結果、2025年8月期における対象者のGMVは過去最高の172.3億円となり、「農家の直売所事業」及び「産直事業」のGMVに関してもそれぞれ144.4億円、27.9億円といずれも過去最高を更新する等、GMVを中心に対象者の業績は堅調に推移しているとのことです。一方で、対象者が農業の本質的課題と考える農産物の需給バランスの調整を実現するためには、農産物流通の様々なプレイヤーとの協力関係が必要になるところ、現状の対象者のGMVでは業界全体を巻き込むほどの影響力を発揮するには至っておらず、限定的な取組みに留まっている状況にあるとのことです。

このような背景の中、公開買付者は、「“安心・安全・健康”であふれる未来へ」というパーパスの下、国家規模の課題である食の安全保障問題の解決のために、2025年4月より産直卸×長期保存×市況予測を合わせた新たな流通プラットフォームを模索し、まずは余剰青果を皮切りに産直卸事業を拡大させて農家の所得を増加させること、その結果として食の需給の安定化へ貢献していく新規事業を計画しておりました。その後、過去の他業種参入事例や、その早期実現性及び拡張性、懸念・リスクを考慮したときに、「様々な生鮮青果の流通のオペレーションを担えること」、「しがらみによらず、多数の販売網を保有していること」を前提に、当該要件に合う産直卸業者との提携を検討しました。複数の産直卸業者との比較評価を実施した結果、2025年5月上旬に、複数品目の青果流通の実績と、特定の企業グループに属さず、幅広いスーパーとの取引網を持つ対象者が最適な提携先との結論に至り、対象者への具体的な提案に着手しました。

公開買付者は、対象者の「持続可能な農産業を実現し、生活者を豊かにする」という理念や、対象者の全国81ヶ所の集荷拠点及び物流センター5拠点、1万超の農家と長年の信頼関係を築いていること、地方卸売市場との提携実績並びにオペレーションの経験に魅力を感じ、SOMPOグループの資本や全国に広がるネットワークを活用できるとともに、新たな取り組みに際し発生する様々なリスクや補償を手当てする保険を提供することが可能になる等、双方の保有するリソースを活用することで双方の理念を実現することが可能な最良のパートナーと考え、2025年5月22日、対象者に対して、対象者との協業の可能性に関する面談の実施を打診し、2025年6月24日に、公開買付者は対象者と食農領域での協業可能性について協議を行いました。その後、2025年7月9日には公開買付者及び対象者の間での事業共創に向けた具体的な検討を進めることで合意しました。公開買付者は、2025年7月15日に本取引についての本格的な検討を開始し、2025年7月30日に対象者と協議を行い、買収又は資本提携について打診しました。その後、公開買付者は、2025年1月中旬より、検討していた食農分野での新規事業と、対象者が農業の流通事業を通して消費者を豊かにすることを目指していることとの親和性の高さから、新たに法人を設立し資本提携を行うのではなく、対象者の買収を通じて参入を行うことで迅速に計画が実現可能になるとの考えから、2025年8月22日には対象者に対して、公開買付者による公開買付けを通じた対象者株式の非公開化等に関する意向表明書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出し、同日、対象者から協議に応じる旨の回答を得ました。これを受け、公開買付者は、本取引について本格的な検討体制を構築するため、2025年8月下旬に、公開買付者ら、及川氏ら、プレンティアー、日本郵政キャピタル及び対象者(以下、総称して「公開買付関連当事者」といいます。)から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社(以下「みずほ証券」といいます。)を、同じく公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業をそれぞれ選任しました。

その後、公開買付者は、本取引の実現可能性の精査のためのデュー・ディリジェンスを2025年8月下旬から同年10月中旬まで実施するとともに、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)、本取引実行後の経営体制等を含む提案の諸条件等について検討を重ねてまいりました。かかる検討の結果、公開買付者は、本取引により以下の施策を実行することで対象者の企業価値向上に資することが期待できるとの考えに至りました。

() SOMPOグループの資本基盤・ブランド

公開買付者は、対象者が非公開化し、上場会社として株式市場での資金調達ができなくなるデメリットはあるものの、資本力のあるSOMPOグループ入りし成長戦略の実行に必要なSOMPOグループの支援を受けることで、そのデメリットを上回るポテンシャルを獲得することになると考えております。また、対象者がSOMPOグループの傘下に入ることで、SOMPOグループの有する知名度や社会的信用も得られることを踏まえて、信用力の強化・採用能力の補強に繋がるメリットも存在すると考えております。

() 成長投資及び事業戦略

公開買付者は、対象者がSOMPOグループ入りすることで、東京証券取引所が定める上場維持基準にとらわれることなく、中長期に大規模な成長投資路線に舵を切ることが可能と考えております。具体的には、地方青果卸売市場のロールアップ戦略(注7)として、卸売市場を買収することで、対象者の青果仕入量の拡大とスケールメリットによる流通チェーンの効率化を図り、売上増大が見込めると考えております。また、長期保存倉庫の導入を通じたコールドチェーンの整備を推進することで、仕入時の価格交渉力を上げ仕入原価を低減しながら、青果廃棄による在庫コストのリスクも低減が見込めると考えております。対象者の青果物流DXについても、配車システム・在庫管理システムを一気通貫で連結させることで、青果流通の川上から川下に至る物流処理効率を向上させ、積載率の向上や荷受け時間の短縮などによるコスト低減が図れると考えております。かかる将来の事業戦略の実効性を検証すべく、SOMPOグループと対象者との間で、2026年にかけて当該事業戦略に関するトライアルの検討・実施を進めることを予定しており、2025年12月から初期的な取組みを開始しております。

(注7) 「ロールアップ戦略」とは、企業が同業他社や関連業種の企業を買収し、事業の統合を進めていく戦略のことです。

()営業体制の強化及び持続可能な青果物流の整備

公開買付者は、対象者の営業体制について、営業組織を産地側・消費地側で分けることによる人材の専門性・営業力の向上及びトップフォーマーの持つスキルの型化・育成への組み込みを考えております。対象者の契約生産者の地盤固めについては、調達元となる大規模生産者への定期タッチポイントを構築することで、契約生産者が対象者以外に卸さないような粘着力を持つことを想定しております。また、今後、対象者が整備する想定長期保存技術を核にしたコールドチェーン(注8)が実現することで、廃棄リスクから解放され、より多くの生鮮青果を仕入れ・在庫化できるようになることから、生産者や集荷業者からの仕入れ拡大(並びに小売業者への供給拡大)の原動力になると考えております。さらに、収益性に深く関連する青果物流の観点では、現状対象者は物流を外部事業者を外注しているものの、物流業界における2024年問題を機にその外注環境の悪化が懸念されておりますが、それに対し、市場買収を行うことで既にある運送業者をそのまま活用できる見込みです。加えて、長期保存技術を産地側・消費地側に導入することで日次・週次での運送量を平準化することが出来れば、不規則なタイミング・量に左右され拘束時間が長引きがちな運送業者とのスムーズな連携が可能になると考えております。

(注8) 「コールドチェーン」とは、「生産地から小売店や消費者の自宅まで製品を冷蔵・冷凍した状態で運ぶ仕組みのことです。

また、公開買付者は、本取引を通じ産直卸売事業への参入・拡大を実現することで、SOMPOグループにおいても、以下のシナジーが期待できるとの考えに至りました。

- ()対象者と構築する新たな流通スキームを通して繋がる生産者や事業者に対する保険提案の商機や、取得可能となるデータを用いた農業・食品流通における新たな保険商材の開発機会の獲得
- ()長期保存拠点を食糧備蓄倉庫と見立てた、有事の際の契約者や対象地域に対する食糧物資支給のインフラサービスなど防災・減災ビジネスの拡充
- ()介護事業や配食事業における仕入れの安定化や、健康増進を企図したブランド・商品の企画に伴う海外含めた販路拡大

公開買付者は、本公開買付けの実現可能性の精査のために、対象者の事業・財務・法務等に関するデュー・ディリジェンスを2025年8月下旬から同年10月中旬まで対象者に対して実施するとともに、2025年9月5日に対象者及び本特別委員会(下記「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。)から本取引の背景・目的、本取引後の経営方針に関する質問を受領したため、2025年9月19日に対象者及び本特別委員会に対して回答を行っております。また並行して、同年12月下旬にかけて、対象者との間で、本公開買付価格についての協議・検討を続けてまいりました。

具体的には、公開買付者は、2025年10月15日に、対象者に対して、本公開買付価格については625円(提案日の前営業日である2025年10月14日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値514円に対して21.60%(小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、プレミアム率の計算において同じです。))のプレミアムを加えた金額)とする提案を行いました。また、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格(以下「本新株予約権買付価格」といいます。))については、本新株予約権の権利行使期間が到来し、行使条件が成就しており、かつ、本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額(301円)が本公開買付価格として提示した625円を下回っていることから、本公開買付価格として提示した625円と対象者株式1株当たりの行使価額(301円)との差額(324円)に本新株予約権の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である32,400円とする旨の初回提案を行いました。これに対して、公開買付者は、2025年10月16日に、対象者より、本公開買付価格並びに本新株予約権買付価格の提案価格は、対象者の本源的価値を十分に反映しておらず、また、少数株主の利益確保の観点から対象者及び本特別委員会が想定している価格水準から乖離しているとして、提案内容の再検討を要請されました。

これを受けて、公開買付者は再検討を実施し、2025年10月23日に、対象者に対して、本公開買付価格については680円(提案日の前営業日である2025年10月22日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値496円に対して37.10%のプレミアムを加えた金額)とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格については、本新株予約権の権利行使期間が到来し、行使条件が成就しており、かつ、本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額(301円)が本公開買付価格として提示した680円を下回っていることから、本公開買付価格として提示した680円と対象者株式1株当たりの行使価額(301円)との差額(379円)に本新株予約権の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である37,900円とする旨の第2回提案を行いました。これに対して、公開買付者は、2025年10月24日に、対象者より、本公開買付価格並びに本新株予約権買付価格の提案価格は、対象者の本源的価値を十分に反映しておらず、また、少数株主の利益確保の観点から対象者及び本特別委員会が想定している価格水準から乖離しているとして、提案内容の再検討を要請されました。

これを受けて、公開買付者は再検討を実施し、2025年10月29日に、対象者に対して、本公開買付価格については700円(提案日の前営業日である2025年10月28日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値464円に対して50.86%のプレミアムを加えた金額)とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格については、本新株予約権の権利行使期間が到来し、行使条件が成就しており、かつ、本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額(301円)が本公開買付価格として提示した700円を下回っていることから、本公開買付価格として提示した700円と対象者株式1株当たりの行使価額(301円)との差額(399円)に本新株予約権の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である39,900円とする旨の第3回提案を行いました。これに対して、公開買付者は、2025年10月30日に、対象者より、本公開買付価格並びに本新株予約権買付価格の提案価格は、対象者の本源的価値を十分に反映しておらず、また、少数株主の利益確保の観点から対象者及び本特別委員会が想定している価格水準から乖離しているとして、提案内容の再検討を要請されました。

これを受けて、公開買付者は再検討を実施し、2025年10月31日に、対象者に対して、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格については、第3回提案における提案価格を再提案するとともに、当該提案価格は、対象者の事業環境及び財務の状況、本取引により期待されるシナジー等を総合的に勘案して提示できる最大限の価格である旨を説明しました。これに対して、公開買付者は、2025年11月4日に、対象者より、本公開買付価格並びに本新株予約権買付価格の提案価格は、対象者の本源的価値を十分に反映しておらず、また、少数株主の利益確保の観点から対象者及び本特別委員会が想定している価格水準から乖離しているとして、提案内容の再検討を要請されました。これを受けて、公開買付者は再検討を実施し、2025年12月15日に、対象者に対して、本公開買付価格については700円(提案日の前営業日である2025年12月12日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値431円に対して62.41%のプレミアムを加えた金額)とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格については、本新株予約権の権利行使期間が到来し、行使条件が成就しており、かつ、本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額(301円)が本公開買付価格として提示した700円を下回っていることから、本公開買付価格として提示した700円と対象者株式1株当たりの行使価額(301円)との差額(399円)に本新株予約権の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である39,900円とする旨の第5回提案を行いました。これに対して、公開買付者は、2025年12月16日に、対象者より、本公開買付価格並びに本新株予約権買付価格の提案価格は、対象者の本源的価値を十分に反映しておらず、また、少数株主の利益確保の観点から対象者及び本特別委員会が想定している価格水準から乖離しているとして、提案内容の再検討を要請されました。

これを受けて、公開買付者は再検討を実施し、2025年12月19日に、対象者に対して、本公開買付価格については735円(提案日の前営業日である2025年12月18日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値445円に対して65.17%のプレミアムを加えた金額)とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格については、本新株予約権の権利行使期間が到来し、行使条件が成就しており、かつ、本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額(301円)が本公開買付価格として提示した735円を下回っていることから、本公開買付価格として提示した735円と対象者株式1株当たりの行使価額(301円)との差額(434円)に本新株予約権の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である43,400円とする旨の第6回提案を行いました。これに対して、公開買付者は、2025年12月22日に、対象者より、本公開買付価格並びに本新株予約権買付価格の提案価格は、対象者の本源的価値を十分に反映しておらず、また、少数株主の利益確保の観点において妥当な水準に達していないとして、提案内容の再検討を要請されました。

これを受けて、公開買付者は再検討を実施し、2025年12月23日に、対象者に対して、本公開買付価格については767円(提案日の前営業日である2025年12月22日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値455円に対して68.57%のプレミアムを加えた金額)とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格については、本新株予約権の権利行使期間が到来し、行使条件が成就しており、かつ、本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額(301円)との差額(466円)に本新株予約権の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である46,600円とする旨の第7回提案を行いました。これに対して、公開買付者は、2025年12月24日に、対象者より、本公開買付価格並びに本新株予約権買付価格の提案価格は、対象者として、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者が本公開買付けに応募することを推奨することが可能な水準であると判断した旨の回答を受けました。

また、公開買付者は、2025年12月24日に、及川氏らに対して、本公開買付価格については767円(提案日の前営業日である2025年12月23日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値473円に対して62.16%のプレミアムを加えた金額)とする提案を行いました。また、本新株予約権買付価格については、本新株予約権の権利行使期間が到来し、行使条件が成就しており、かつ、本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額(301円)が本公開買付価格として提示した767円を下回っていることから、対象者株式1株当たりの行使価額(301円)との差額(466円)に本新株予約権の目的となる対象者株式数(100株)を乗じた金額である46,600円とする旨の提案を行いました。これに対して、公開買付者は、及川氏らより、当該提案に応じる旨の連絡を受け、2025年12月25日、公開買付者及び及川氏は、本応募合意株式会社等(及川氏ら)を本公開買付けへ応募し、本応募合意株式会社を本公開買付けに応募しない旨の本応募契約(及川氏ら)を締結いたしました。

以上の検討、協議及び判断を踏まえ、公開買付者は、2025年12月25日、本取引の一環として、本公開買付価格を767円、本新株予約権買付価格を46,600円として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりとのことです。

()検討体制の構築の経緯

対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2025年5月22日に公開買付者より面談の実施の打診を受けたことを契機として、2025年6月24日に公開買付者と食農領域での協業可能性について協議を行ったとのことです。その後、2025年7月9日に対象者及び公開買付者との事業共創に向けた具体的な検討を進めることで合意したとのことです。2025年7月15日からは公開買付者との協業可能性について検討を開始し、2025年7月30日に公開買付者と協議を行い、買収又は資本提携について打診を受けたとのことです。

その後、対象者は、2025年8月22日に公開買付者から本意向表明書を受領したため、同日、公開買付者に対して協議に応じる旨の回答をしたとのことです。その後本意向表明書の内容について検討するにあたり、2025年8月下旬に、本公開買付価格の公正性その他の本取引の公正性を担保すべく、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を、同じく公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として合同会社デロイト トーマツ(以下「デロイト トーマツ」といいます。なお、デロイト トーマツは2025年12月1日付で「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社」より「合同会社デロイト トーマツ」に商号変更しております。)を、それぞれ選任したとのことです。また、対象者は、2025年8月28日開催の対象者取締役会において、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することは予定されていないため、本取引はいわゆるマネジメント・パイアウト(MBO)(一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。)に該当せず、また、支配株主との取引等にも該当しないものの、対象者株式の非公開化が予定されており、その場合には対象者の少数株主に大きな影響を与えること、また、本取引にあたっては、及川氏らとの間で本応募契約(及川氏ら)、本株主間契約(下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」において定義します。以下同じです。)及び本経営委任契約(下記「 本公開買付け後の経営方針」において定義します。以下同じです。)を、プレントリーとの間で本応募契約(プレントリー)を締結することが想定されていることから、及川氏ら、並びに対象者及びプレントリーの監査役を兼任している後藤弘之氏(以下「後藤氏」といいます。)と対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえて、対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、公開買付関連当事者からの独立性を有する、宮本康平氏(対象者独立社外取締役)、藤本幸弘氏(対象者独立社外監査役)及び下川祐貴子氏(対象者補欠社外監査役)の3名(なお、対象者の常勤社外監査役である清野芳昭氏については、東京証券取引所が定める独立役員に指定していないため、委員として選定していないとのことです。)によって構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置するとともに、対象者は本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本公開買付けを含む本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定(本公開買付けに関する対象者の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含みます。)を行わないことを決議したとのことです。さらに、対象者は、本特別委員会に対し、(a)本取引の是非(本取引が対象者企業価値の向上に資するかを含みます。)、(b)本取引の取引条件の公正性(買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含みます。)、(c)本取引の手続の公正性(取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含みます。)、並びに(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、対象者取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する意見表明を含みます。)を決定することが少数株主に不利益か否か(以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。)について諮問し、本諮問事項についての答申書を対象者取締役会に提出することを囑託したとのことです。また、併せて、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、(a)必要と認めるときは、委員長の選定その他の本特別委員会の運営に関する事項を、その過半数の決議により定めることができること、(b)対象者の費用負担の下、本取引に係る調査(本取引に係る対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含みます。)を行うことができること、(c)対象者に対し、(i)本特別委員会としての提案その他の意見又は質問を公開買付者に伝達すること、並びに()本特別委員会自ら公開買付者(本取引に係る公開買付者のアドバイザーを含みます。)と協議・交渉

する機会の設定を要望することができ、本特別委員会が当該()の機会の設定を要望しない場合であっても、対象者は、公開買付者と協議・交渉を行った場合にはその内容を速やかに本特別委員会に報告し、本特別委員会は、当該内容を踏まえ、公開買付者との協議・交渉の方針について、対象者に対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができること、(d)本特別委員会において答申に係る意見が全員一致により調わなかった場合は、委員の過半数により承認された結論を本特別委員会の答申内容とするが、かかる答申内容の全部又は一部について異なる意見を有する委員は、自らの意見を答申内容に付記するよう求めることができること、(e)議事運営上の便宜の観点から、本特別委員会に対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザーが陪席する場合であっても、本特別委員会は、当該陪席者に対し、適宜、退席を求めることができること、及び(f)必要と認めるときは、対象者の費用負担の下、本特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができるが、また、本特別委員会は、本取引に係る対象者のアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、対象者のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができることについて権限を付与することを決議しているとのことです。

なお、対象者は、2025年9月4日開催の本特別委員会において、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」の「()検討の経緯」に記載のとおり、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるデロイト トーマツ並びに対象者のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所について、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けているとのことです。

また、対象者は、公開買付者から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の少数株主の皆様の利益確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者は、2025年8月22日に公開買付者から本取引に関する本意向表明書を受領して以降、公開買付者からの独立性が認められる対象者の取締役2名(松尾義清氏及び坂本大輔氏)及び対象者従業員5名で構成される検討体制を構築し、本特別委員会とともに、対象者と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程、また株式価値の算定の前提となる対象者の事業計画の作成過程に関与しており、本公開買付けの公表日に至るまでかかる取扱いを継続しているとのことです。本特別委員会は、対象者が社内に構築した本取引の検討体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関する対象者の役職員の範囲及びその職務を含むとのことです。)に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認しているとのことです。

()検討・交渉の経緯

対象者は、上記の検討体制を整備した上で、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づいた上で、デロイト トーマツ及びTMI総合法律事務所の助言を受けながら、本取引の実行の是非並びに本公開買付価格及び本新株予約権買付価格に関して公開買付者との間で複数回に亘る協議・交渉を行ったとのことです。

具体的には、対象者は、本特別委員会を通じて、2025年9月5日に公開買付者に対して本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等に関して書面による質問を行い、2025年9月16日に公開買付者から当該質問事項について書面による回答を受けるとともに、2025年9月19日に、本特別委員会による公開買付者に対するインタビューを実施して、本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等を確認したとのことです。

また、本公開買付価格については、対象者は、2025年10月15日に、公開買付者から、本公開買付価格を1株当たり625円(提案日の前営業日である2025年10月14日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値514円に対して21.60%のプレミアムを加えた金額)、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格625円と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額301円との差額である324円に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額である32,400円とする旨の提案を受領した後、デロイト トーマツから受けた対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容及び本特別委員会の意見を踏まえた上で、デロイト トーマツの助言を受けながら、2025年10月16日に、公開買付者に対して、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の提案価格は、対象者の本源的価値を十分に反映しておらず、また、少数株主の利益確保の観点から対象者及び本特別委員会が想定している価格水準から乖離しているとして、提案内容の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2025年10月23日に、公開買付者から、本公開買付価格を1株当たり680円(提案日の前営業日である2025年10月22日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値496円に対して37.10%のプレミアムを加えた金額)、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格680円と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額301円との差額である379円に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額である37,900円とする旨の提案を受領した後、デロイト トーマツから受けた対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容及び本特別委員会の意見を踏まえた上で、デロイト トーマツの助言を受けながら、2025年10月24日に、公開買付者に対して、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の提案価格は、対象者の本源的価値を十分に反映しておらず、また、少数株主の利益確保の観点から対象者及び本特別委員会が想定している価格水準から乖離しているとして、提案内容の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2025年10月29日に、公開買付者から、本公開買付価格を1株当たり700円(提案日の前営業日である2025年10月28日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値464円に対して50.86%のプレミアムを加えた金額)、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格700円と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額301円との差額である399円に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額である39,900円とする旨の提案を受領した後、デロイト トーマツから受けた対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容及び本特別委員会の意見を踏まえた上で、デロイト トーマツの助言を受けながら、2025年10月30日に、公開買付者に対して、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の提案価格は、対象者の本源的価値を十分に反映しておらず、また、少数株主の利益確保の観点から対象者及び本特別委員会が想定している価格水準から乖離しているとして、提案内容の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2025年10月31日に、公開買付者から、改めて本公開買付価格を1株当たり700円(提案日の前営業日である2025年10月30日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値466円に対して50.21%のプレミアムを加えた金額)、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格700円と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額301円との差額である399円に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額である39,900円とする旨の提案を受領するとともに、当該提案価格は、対象者の事業環境及び財務の状況、本取引により期待されるシナジー等を総合的に勘案して提示できる最大限の価格である旨の提案を受領した後、デロイト トーマツから受けた対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容及び本特別委員会の意見を踏まえた上で、デロイト トーマツの助言を受けながら、2025年11月4日に、公開買付者に対して、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の提案価格は、対象者の本源的価値を十分に反映しておらず、また、少数株主の利益確保の観点から対象者及び本特別委員会が想定している価格水準から乖離しているとして、提案内容の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2025年12月15日に、公開買付者から、改めて本公開買付価格を1株当たり700円(提案日の前営業日である2025年12月12日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値431円に対して62.41%のプレミアムを加えた金額)、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格700円と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額301円との差額である399円に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額である39,900円とする旨の提案を受領した後、デロイト トーマツから受けた対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容及び本特別委員会の意見を踏まえた上で、デロイト トーマツの助言を受けながら、2025年12月16日に、公開買付者に対して、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の提案価格は、対象者の本源的価値を十分に反映しておらず、また、少数株主の利益確保の観点から対象者及び本特別委員会が想定している価格水準から乖離しているとして、提案内容の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2025年12月19日に、公開買付者から、本公開買付価格を1株当たり735円(提案日の前営業日である2025年12月18日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値445円に対して65.17%のプレミアムを加えた金額)、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格735円と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額301円との差額である434円に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額である43,400円とする旨の提案を受領した後、デロイト トーマツから受けた対象者株式の株式価値に係る試算結果の報告内容及び本特別委員会の意見を踏まえた上で、デロイト トーマツの助言を受けながら、2025年12月22日に、公開買付者に対して、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の提案価格は、依然として対象者の本源的価値を十分に反映しておらず、また、少数株主の利益確保の観点から妥当な水準に達していないとして、提案内容の再検討を要請したとのことです。

その後、対象者は、2025年12月23日に、公開買付者から、提示可能な最大限の価格として本公開買付価格を1株当たり767円(提案日の前営業日である2025年12月22日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値455円に対して68.57%のプレミアムを加えた金額)、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格767円と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額301円との差額である466円に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額である46,600円とする旨の最終提案を受領したとのことです。

対象者は、公開買付者による最終提案を受けて、慎重に協議及び検討を行った上で、2025年12月24日に、公開買付者に対して、最終的な意思決定は対象者取締役会決議を経てなされるという前提の下、本公開買付価格を1株当たり767円、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格767円と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額301円との差額である466円に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額である46,600円とする旨の最終提案を受諾する旨の回答を行ったとのことです。

そして、対象者は、2025年12月24日、本特別委員会から、(a)本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであると認められること、(b)本取引の手法・取引条件は公正・妥当であると認められること、(c)本取引の検討・協議・交渉に係る手続は公正であったと認められること、(d)上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、対象者取締役会における本取引の決定が対象者の少数株主にとって不利益でないとして認められることから、対象者取締役会は、本公開買付けに賛同の意見を表明し、対象者株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきである旨の答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けているとのことです(本答申書の概要については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)

()判断内容

以上の経緯を経て、対象者は、2025年12月25日開催の取締役会において、TMI総合法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言、デロイト トーマツから受けた財務的見地からの助言、及び対象者がデロイト トーマツから2025年12月24日付で取得した株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(デロイト トーマツ)」)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議を行ったとのことです。

その結果、対象者は、以下の観点から、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであると判断したとのことです。

対象者が様々なステークホルダーに対して社会的責任を果たしていくためには、対象者が存続し、持続的に成長することが必要であると考えているとのことですが、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2025年8月期における対象者のGMVは過去最高の172.3億円となり、「農家の直売所事業」及び「産直事業」のGMVに関してもそれぞれ144.4億円、27.9億円といずれも過去最高を更新する等、対象者の業績は堅調に推移している一方で、対象者が農業の本質的課題と考える農産物の需給バランスの調整を実現するためには農産物流通の様々なプレイヤーとの協力関係が必要になるところ、現状の対象者のGMVでは業界全体を巻き込むほどの影響力を発揮するには至っておらず、限定的な取組みに留まっている状況にあるとのこと。そのような状況下において、対象者は、本中期経営計画にて掲げている2027年8月期のGMV300億円を確実に達成するにとどまらず、さらなるGMVの拡大を実現し、また、対象者グループのビジョン(持続可能な農産業を実現し、生活者を豊かにする。)やミッション(ビジネスとして魅力ある農産業の確立)を早期に実現するためには、需要の可視化と需給を繋げるプラットフォームを構築するためのシステム開発やM&Aといった取組みを迅速に行っていく必要があり、また、対象者単独の経営体制の継続に加えて、戦略的なアライアンスによってより強固な経営基盤を築くことも有力な選択肢の一つであると考えていたとのこと。なお、上記のシステム開発やM&A等に係る取組みは対象者の中長期的な企業価値向上の観点からは必要となる一方で、今後の収益に不確実性を伴うものであるため、短期的には、利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化、有利子負債の増加等による財務状況の悪化を招くリスクがあり、対象者が上場を維持したままこれらの施策を実施すれば、資本市場から十分な評価が得られず、その結果、対象者の株価の下落を招き、対象者株主の皆様が短期的には悪影響を被る可能性も想定され得ることから、上場会社として独立した事業運営を行っている現状では、意思決定の柔軟性及び迅速性並びに抜本的な改革の必要性の観点から十分な対応がとりにくいという懸念があるとのこと。

このような認識の下、対象者は、本取引を通じて対象者株式を非公開化することで上記の懸念を払拭することが可能であるとともに、SOMPOグループに加わることで対象者に以下のメリットが見込まれると判断するに至ったとのこと。

(ア)資本基盤の強化による機動的な成長施策の実行

対象者がGMVをこれまで以上のスピードで拡大し、農産業界における影響力を高めていくためには、M&Aによる企業買収や資本提携、畑買い(注)を通じた生産者との連携強化、システム投資・人材投資その他成長のための施策に積極的に取り組む必要があると考えているとのこと。SOMPOグループは国内企業有数の資本基盤を有していると考えており、対象者の成長戦略の実行に必要な支援をSOMPOグループから受けることで、M&Aや各種成長施策の実行等、ポテンシャルを最大限発揮することが可能になると考えているとのこと。

(注) 「畑買い」とは、生産者が生産した農作物のうち一定の品質基準を満たした全量を、収穫前に契約した価格で買い付けることをいうとのこと。

(イ) SOMPOグループのネットワークを活用したITプラットフォームの高度化

SOMPOグループはAIの知見に長けた投資先及びパートナー企業を有していると考えられることから、SOMPOグループのネットワークを活用することで得られるデータ分析のノウハウや知見により、農産物の流通量の適正化の実現を目指して対象者が推進している需要予測の精度向上や、さらに市況予測まで踏み込んだモデル構築が可能になると考えているとのこと。また、対象者が本中期経営計画にて掲げているシステム構築は、AI需要予測システムの開発に加え、将来的には在庫管理や予実管理とのシステム連携及びプラットフォーム化までを見据えた取組みであるところ、SOMPOグループのネットワークを活用することで得られるシステム構築のノウハウや知見により、これらのシステム連携の早期実現及びITプラットフォームの高度化に繋がると考えているとのこと。

(ウ)上場維持コスト及び関連する業務負担の軽減

近年の東京証券取引所の新市場区分における上場維持基準への適合対応及び改訂されたコーポレートガバナンス・コード等への対応を含めた上場維持に係る業務負担や、有価証券報告書等の継続的な情報開示、監査、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用に代表される上場を維持するために必要なコストは年々増大しているところ、本取引を通じて対象者株式を非公開化することによって、これらの業務及びコストの削減が見込まれ、経営資源を上記施策の実行に振り向けることが可能になると考えているとのことです。

加えて、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者グループは、「持続可能な農産業を実現し、生活者を豊かにする」をビジョンに掲げ、農家の直売所事業及び産直事業を通じて「ビジネスとして魅力ある農産業の確立」というミッションを実践してきた一方で、公開買付者は、「“安心・安全・健康”であふれる未来へ」をパーパスの下、国家規模の課題である食の安全保障問題の解決を目指しており、対象者は、公開買付者が本取引後に想定する方針・施策(詳細については、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の「() SOMPOグループの資本基盤・ブランド」乃至「() 営業体制の強化及び持続可能な青果物流の整備」をご参照ください。)は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の対象者グループの理念や目指す方向性と近いものであることを踏まえると、本取引は対象者グループのビジョンやミッションに変更を加えるものではなく、むしろビジョンやミッションの遂行を推し進める意義があるものであり、本取引のメリット(統合効果)が発現する蓋然性は高いと考えているとのことです。

なお、対象者が考える株式の非公開化に伴うデメリットは、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを享受できなくなることであるとのことです。対象者グループの現在の財務状況や昨今の間接金融における低金利環境等に鑑みると、今後数年間においてはエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれておらず、また、資金面も含めて成長戦略の実行に必要なSOMPOグループの支援を受けることが考えられるため、代替可能であると想定しているとのことです。加えて、対象者グループの知名度や社会的信用の向上は、事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、本取引の実行後においても事業遂行によりこれを獲得・維持することが可能であるほか、本取引の実行後は、東京証券取引所プライム市場に株式上場しているSOMPOグループに加わることで、SOMPOグループが有する知名度や社会的信用を活用できるようになり、総合的な知名度や社会的信用の向上も見込まれることからすれば、非公開化のデメリットは限定的であると考えているとのことです。また、対象者がSOMPOグループに加わることによるディスシナジーが生じる可能性について検討したとのことです。上記のメリットが見込まれることから、本取引は対象者グループの取引先、従業員、その他のステークホルダーにおいて受け入れられると考えており、特段のディスシナジーは生じないものと考えているとのことです。

また、以下の理由により、本公開買付価格である767円は対象者の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは対象者の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(ア)本公開買付価格は、対象者において、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、公開買付者との間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること。

- (イ)本公開買付価格である767円は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「()算定の概要」に記載の本株式価値算定書(デロイト・トーマツ)における市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回っており、また、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果のレンジの中央値を上回るものであること。
- (ウ)本公開買付価格である767円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月24日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値496円に対して54.64%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値448円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して71.21%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値477円に対して60.80%及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値505円に対して51.88%のプレミアムが加算されており、これらのプレミアムは、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針 - 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて - 」を公表した2019年6月28日以降に公表され、2025年12月24日までに成立した上場会社の非公開化を目的とした公開買付けの事例(マネジメント・バイアウト(MBO)事例、対象会社が公開買付けの連結子会社又は関連会社である事例等を除く。)133件のプレミアムの中央値(公表日の前営業日を基準日として、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるそれぞれのプレミアムの中央値が46.52%、51.64%、49.00%及び53.33%)と比較すると、優位なプレミアムが付された価格であると評価できること。
- (エ)本公開買付価格は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」の「()判断内容」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると判断されていること。
- (オ)下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の各措置を講じる等、対象者の少数株主に対して配慮がなされていること。

また、本新株予約権買付価格についても、本公開買付価格と本新株予約権の行使価格との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とされ、本公開買付価格をもとに決定されていることから、本公開買付けは、対象者の本新株予約権者の皆様に対して合理的な本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上を踏まえ、対象者は、2025年12月25日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

なお、当該取締役会における決議の方法については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

及川氏は、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていく予定です。また、本書提出日現在、公開買付者は、将来的に、公開買付者より取締役を複数指名することを想定しておりますが、具体的な人数、時期、候補者などに関して現時点で想定又は確定しているものはございません。

なお、公開買付者は、及川氏及び堀内氏との間で、2025年12月25日付で、本公開買付け成立後の対象者の運営に関する内容を含む経営委任契約を、それぞれ締結しております(以下、公開買付者と及川氏との間で締結された経営委任契約を「本経営委任契約(及川氏)」、公開買付者と堀内氏との間で締結された経営委任契約を「本経営委任契約(堀内氏)」といい、本経営委任契約(及川氏)と本経営委任契約(堀内氏)を総称して、以下「本経営委任契約」といいます。)。本経営委任契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本書提出日現在において、公開買付者らは対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは、支配株主による公開買付けには該当いたしません。また、本取引は、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されておらず、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注)にも該当いたしません。

(注) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

もっとも、()公開買付者が対象者の役員である及川氏らとの間で、本応募契約(及川氏ら)、本公開買付け成立後の対象者の株式の取扱いに関する内容を含む2025年12月25日付の株主間契約(以下「本株主間契約」といいます。)、及び本経営委任契約を、対象者の第2位株主であるプレンティエーとの間で本応募契約(プレンティエー)を、対象者の第3位株主である日本郵政キャピタルとの間で本応募契約(日本郵政キャピタル)を締結していること、()本取引を通じて対象者の株主を公開買付者及び及川氏らのみとする対象者株式の非公開化を企図していることに鑑み、及川氏ら、プレンティエー及び日本郵政キャピタルと対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを考慮して、本公開買付け価格の公正性の担保を担保するとともに、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを回避し、本公開買付けを含む本取引の公正性及び透明性を担保するため、以下のような措置を実施いたしました。また、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

なお、公開買付者は、本応募合意株式(及川氏ら)(2,015,000株、所有割合：9.24%)及び本不応募合意株式(3,850,000株、所有割合：17.65%)に鑑みて、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の皆様の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定していませんが、公開買付者及び対象者において以下の から までの措置が講じられていることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、みずほ証券は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。また、公開買付者は、公開買付者及び対象者において本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置が講じられていることを踏まえ、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

公開買付者がみずほ証券から取得した対象者の株式価値に関する株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(みずほ証券)」といいます。)の概要については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の基礎」及び「算定の経緯」をご参照ください。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

()算定機関の名称並びに公開買付関連当事者との関係

対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるデロイト トーマツに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2025年12月24日付で、本株式価値算定書(デロイト トーマツ)を取得したとのことです。

デロイト トーマツは、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。本特別委員会は、デロイト トーマツの独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認しているとのことです。また、対象者は、本「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、対象者及び公開買付者において本公開買付価格の公正性及び本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置等を実施していることを踏まえ、本公開買付価格を含む本取引の公正性が担保されていると考えた結果、デロイト トーマツから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

なお、本取引に係るデロイト トーマツに対する報酬には、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬の他、本取引の成立等を条件とする成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、報酬の一部を成功報酬とすることには、本取引が不成立となった場合の取引費用を限定することが可能になるという合理性があること及び報酬体系としても同種の取引における一般的な実務慣行であること等を勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることの一事をもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系によりデロイト トーマツを対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。

()算定の概要

デロイト トーマツは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所グロース市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を用いて、対象者株式の1株当たりの株式価値の算定を行ったとのことです。

上記の各方式において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は、以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 448円～505円
DCF法	: 665円～825円

市場株価法では、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月24日を算定基準日として、東京証券取引所グロース市場における対象者株式の基準日終値496円、直近1ヶ月間の終値単純平均値448円、直近3ヶ月間の終値単純平均値477円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値505円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を448円～505円と算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した2026年8月期から2030年8月期までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。)における収益予測及び投資計画、並びに一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2026年8月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を665円～825円と算定しているとのことです。デロイト トーマツがDCF法で算定の前提とした本事業計画においては、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026年8月期から2030年8月期にかけて、営業人員の増強による導入店舗数拡大及び店舗当たり日販の拡大を通じた売上増加並びに物流費の削減により、各期の営業利益及びフリー・キャッシュ・フローが対前年度比で大幅な増加(営業利益については、2026年8月期において対前年度比134百万円増、2027年8月期において対前年度比225百万円増、2028年8月期において対前年度比453百万円増、2029年8月期において対前年度比645百万円増、2030年8月期において対前年度比871百万円増であり、フリー・キャッシュ・フローについては、2027年8月期において対前年度比497百万円増、2028年8月期において対前年度比324百万円増、2029年8月期において対前年度比450百万円増、2030年8月期において対前年度比692百万円増)となることを見込んでいるとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、本事業計画には加味していないとのことです。

本事業計画は、下記「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会が、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しているとのことです。

(注) デロイト トーマツは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、対象者株式の株式価値の算定に重大な影響を及ぼす可能性のある事実でデロイト トーマツに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。加えて、対象者の本事業計画に関する情報については、及川氏らを除く対象者の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。また、対象者及びその関係会社の資産及び負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。デロイト トーマツの算定は、2025年12月24日までの上記情報を反映したものととのことです。なお、デロイト トーマツの算定は、対象者取締役会が対象者株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

()本新株予約権に係る算定の概要

本新株予約権買付価格に関しては、本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額と決定されていることから、対象者は、本新株予約権の買付価格について第三者算定機関から算定書及び意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

なお、本新株予約権は、譲渡による取得については対象者取締役会の承認を要するものとされておりますが、本公開買付けにおいては本新株予約権も買付け等の対象となっていることから、対象者は、2025年12月25日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、本新株予約権者が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り包括的に承認すること、及び、譲渡を希望する本新株予約権者との間では、本新株予約権に係る新株予約権割当契約書の内容を変更し譲渡可能な内容とすることを決議しているとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「() 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。

なお、TMI総合法律事務所は、公開買付関連当事者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。本特別委員会は、TMI総合法律事務所の独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。また、本取引に係るTMI総合法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

() 設置等の経緯

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「() 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、2025年8月28日開催の対象者取締役会において、本取引を検討するにあたって、対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、公開買付関連当事者からの独立性を有する、宮本康平氏(対象者独立社外取締役)、藤本幸弘氏(対象者独立社外監査役)及び下川祐貴子氏(対象者補欠社外監査役)の3名(なお、対象者の常勤社外監査役である清野芳昭氏については、東京証券取引所が定める独立役員に指定していないため、委員として選定していないとのことです。)によって構成される本特別委員会を設置するとともに、対象者取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本公開買付けを含む本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定(本公開買付けに関する対象者の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含みます。)を行わないことを決議したとのことです。なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更していないとのことです。また、本特別委員会の委員の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「() 検討体制の構築の経緯」に記載のとおり、本特別委員会に対し、本諮問事項を諮問し、これらの点について本答申書を対象者取締役会に提出することを囑託したとのことです。また、併せて、対象者は、本特別委員会に対し、(a)必要と認めるときは、委員長の選定その他の特別委員会の運営に関する事項を、その過半数の決議により定めることができること、(b)対象者の費用負担の下、本取引に係る調査(本取引に係る対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザーに対し、本諮問事項の検討に必要な事項について質問を行い、説明又は助言を求めることを含みます。)を行うことができること、(c)対象者に対し、(i)特別委員会としての提案その他の意見又は質問を買付者に伝達すること、並びに()特別委員会自ら買付者(本取引に係る買付者のアドバイザーを含みます。)と協議・交渉する機会の設定を要望することができる、特別委員会が当該()の機会の設定を要望しない場合であっても、対象者は、買付者と協議・交渉を行った場合にはその内容を速やかに特別委員会に報告し、特別委員会は、当該内容を踏まえ、買付者との協議・交渉の方針について、対象者に対して意見を述べ、また、必要な指示・要請を行うことができること、(d)特別委員会において答申に係る意見が全員一致により調わなかった場合は、委員の過半数により承認された結論を特別委員会の答申内容とするが、かかる答申内容の全部又は一部について異なる意見を有する委員は、自らの意見を答申内容に付記するよう求めることができること、(e)議事運営上の便宜の観点から、特別委員会に対象者の役員若しくは従業員又は本取引に係る対象者のアドバイザーが陪席する場合であっても、特別委員会は、当該陪席者に対し、適宜、退席を求めることができること、及び(f)特別委員会は、必要と認めるときは、対象者の費用負担の下、特別委員会独自の弁護士、算定機関、公認会計士その他のアドバイザーを選任することができ、また、特別委員会は、本取引に係る対象者のアドバイザーを指名し、又は変更を求めることができるほか、対象者のアドバイザーに対して必要な指示を行うことができることについて権限を付与することを、対象者取締役会にて決議しているとのことです。

() 検討の経緯

本特別委員会は、2025年8月28日より2025年12月24日までの間に合計20回開催され、また、必要に応じて都度電子メール又は電話連絡を通じて報告、情報共有、審議及び意思決定を行う等して、本諮問事項について、慎重に協議及び検討を行っているとのことです。具体的には、本特別委員会は、まず、対象者が選任したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所、並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるデロイト トーマツにつき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれを対象者のリーガル・アドバイザー、並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認したとのことです。また、本特別委員会は、対象者が社内に構築した本取引の検討体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認しているとのことです。

その上で、本特別委員会は、対象者から、本取引の目的や意義、対象者事業に対する影響等についてインタビュー形式及び書面で説明を受け、質疑応答を行うとともに、公開買付者から、本取引の目的及び背景、本取引後の経営方針等についてインタビュー形式及び書面で説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。

また、本特別委員会は、対象者が作成した本事業計画について、対象者からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。

さらに、本特別委員会は、デロイト トーマツから、本取引の条件等についての交渉経緯及び対象者の株式価値算定についての説明を受けるとともに、TMI総合法律事務所から、本取引の手続面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらに関しても質疑応答を行っているとのことです。

本特別委員会は、対象者から、対象者と公開買付者との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本公開買付価格につき、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「() 検討・交渉の経緯」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者から本公開買付価格を1株当たり767円とする旨の提案を受けるに至るまで、本特別委員会が公開買付者から公開買付価格に関する提案を受領する都度、デロイト トーマツから受けた財務的見地からの助言も踏まえて公開買付者に対する交渉方針を審議・検討する等、公開買付者との交渉過程に実質的に関与したとのことです。

() 判断内容

本特別委員会は、上記のとおり本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年12月24日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下を内容とする本答申書を提出しているとのことです。

第1 本特別委員会の意見

- (a) 本取引は対象者の企業価値の向上に資すると認められる(すなわち「是」である。)
- (b) 本取引の取引条件は公正である。
- (c) 本取引の手続は公正である。
- (d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえると、対象者取締役会が本取引の実施を決定すること(() 本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主及び新株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決定すること、並びに() 本公開買付け後に本スクイズアウト手続を実施することを決定することを含む。)は、対象者の少数株主にとって不利益でない。

第2 意見の理由の概要及び検討内容について

- (a) 本取引の是非(本取引が対象者企業価値の向上に資するかを含む。)に関する事項

(1) 本取引の目的等

本特別委員会は、本取引の目的及び本取引により向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等について、対象者及び公開買付者に対してヒアリングを行った。それらの内容をまとめると、概要は以下のとおりである。

- ・ 公開買付者は、SOMPOグループを取り巻く市場環境は、国内外の金融政策や為替、グローバルなビジネス環境や保険市場の動向の不確実性が増しており、国内ではインフレが企業経営や人々の生活に影響を与え、中期的には少子高齢化の進行による人口動態の変化、それがもたらす国内保険市場の縮小や介護事業の働き手が不足することによる介護労働力の需給ギャップ拡大が見込まれていると考えている。このような市場環境の中、ステークホルダーの期待に応え続け、中長期的な企業価値向上を果たしていけるよう、持続的な収益力の強化に向けて徹底した業務の見直しを実践しており、国内損害保険事業をはじめとする伝統的なマーケットにおいては、業務の適正性・健全性と収益性の両方を向上させるための変革へのチャレンジに着手している。
- ・ 公開買付者は、「“安心・安全・健康”であふれる未来へ」というパーパスの下、国家規模の課題である食の安全保障問題の解決のために、2025年4月より産直卸×長期保存×市況予測を合わせた新たな流通プラットフォームを模索し、まずは余剰青果を皮切りに産直卸事業を拡大させて農家の所得を増加させること、その結果として食の需給の安定化へ貢献していく新規事業を計画していた。
- ・ その後、過去の他業種参入事例や、その早期実現性及び拡張性、懸念・リスクを考慮したときに、「様々な生鮮青果の流通のオペレーションを担えること」、「しがらみによらず、多数の販売網を保有していること」を前提に、当該要件に合う産直卸業者との提携を検討し、複数品目の青果流通の実績と、特定の企業グループに属さず、幅広いスーパーとの取引網を持つ対象者が最適な提携先との結論に至った。

- ・ 他方で、対象者としては、2025年8月期における対象者のGMVは過去最高の172.3億円となり、「農家の直売所事業」及び「産直事業」のGMVに関してもそれぞれ144.4億円、27.9億円といずれも過去最高を更新する等、対象者の業績は堅調に推移している一方で、対象者が農業の本質的課題と考える農作物の需給バランスの調整を実現するためには農産物流通の様々なプレイヤーとの協力関係が必要になるところ、現状の対象者のGMVでは業界全体を巻き込むほどの影響力を発揮するには至っておらず、限定的な取組みに留まっている状況にある。
- ・ 対象者は、さらなるGMVの拡大を実現し、また、対象者グループのビジョン(持続可能な農産業を実現し、生活者を豊かにする。)やミッション(ビジネスとして魅力ある農産業の確立)を早期に実現するためには、需要の可視化と需給を繋げるプラットフォームを構築するためのシステム開発やM&Aといった取組みを迅速に行っていく必要があり、また、対象者単独の経営体制の継続に加えて、戦略的なアライアンスによってより強固な経営基盤を築くことも有力な選択肢の一つであると考えている。
- ・ しかし、システム開発やM&A等に係る取組みは対象者の中長期的な企業価値向上の観点からは必要となる一方で、今後の収益に不確実性を伴うものであるため、短期的には、利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化、有利子負債の増加等による財務状況の悪化を招くリスクがあり、対象者が上場を維持したままこれらの施策を実施すれば、資本市場から十分な評価が得られず、その結果、対象者の株価の下落を招き、対象者株主が短期的には悪影響を被る可能性も想定され得ることから、上場会社として独立した事業運営を行っている現状では、意思決定の柔軟性及び迅速性並びに抜本的な改革の必要性の観点から十分な対応がとりにくいという懸念がある。
- ・ 対象者は、本取引を通じて対象者株式を非公開化することで上記の懸念を払拭することが可能であるとともに、SOMPOグループに加わることで対象者に以下のメリット(シナジー効果)が見込まれると考えている。

(ア) 資本基盤の強化による機動的な成長施策の実行

対象者がGMVをこれまで以上のスピードで拡大し、農産業界における影響力を高めていくためには、M&Aによる企業買収や資本提携、畑買いを通じた生産者との連携強化、システム投資・人材投資その他成長のための施策に積極的に取り組む必要がある。SOMPOグループは国内企業有数の資本基盤を有していると考えており、対象者の成長戦略の実行に必要な支援をSOMPOグループから受けることで、M&Aや各種成長施策の実行等、ポテンシャルを最大限発揮することが可能になると考えている。

(イ) SOMPOグループのネットワークを活用したITプラットフォームの高度化

SOMPOグループはAIの知見に長けた投資先及びパートナー企業を有していると考えられることから、SOMPOグループのネットワークを活用することで得られるデータ分析のノウハウや知見により、農産物の流通量の適正化の実現を目指して対象者が推進している需要予測の精度向上や、さらに市況予測まで踏み込んだモデル構築が可能になると考えている。また、対象者が掲げるシステム構築は、AI需要予測システムの開発に加え、将来的には在庫管理や予実管理とのシステム連携及びプラットフォーム化までを見据えた取組みであるところ、SOMPOグループのネットワークを活用することで得られるシステム構築のノウハウや知見により、これらのシステム連携の早期実現及びITプラットフォームの高度化に繋がると考えている。

(ウ) 上場維持コスト及び関連する業務負担の軽減

本取引を通じて対象者株式を非公開化することによって、新市場区分における上場維持基準への適合対応及び改訂されたコーポレートガバナンス・コード等への対応を含めた上場維持に係る業務負担や、有価証券報告書等の継続的な情報開示、監査、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用に代表される上場を維持するために必要なコストの削減が見込まれ、経営資源を上記施策の実行に振り向けることが可能になると考えている。

(2) 検討

本特別委員会は、上記事項の具体的な内容及びこれらを踏まえた対象者の企業価値の向上等について、公開買付者及び対象者との質疑応答を行い、その合理性について、詳細な検討を実施した。

その結果、本特別委員会としては、本取引後に対象者及び公開買付者がそれぞれ志向する各施策を実施し、適切にシナジー効果を実現することができれば、これらのシナジー効果は対象者の企業価値の向上に資することを期待できると考えられると同時に、当該各施策は、対象者が上場会社である場合には少数株主の利益への配慮が必要となり、迅速かつ機動的な実施が困難であるため、上記各施策を実施するためには、本取引の実施により対象者を非上場化させる必要があると考えられ、公開買付者及び対象者の認識及び考え方は対象者の企業価値向上の観点から妥当なものであり、特に不合理な点は認められなかった。

一方で、株式の非公開化に伴うデメリットとして、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを享受できなくなることが挙げられるが、まず、については、対象者グループの現在の財務状況や昨今の間接金融における低金利環境等に鑑みると、今後数年間においてはエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれておらず、また、資金面も含めて成長戦略の実行に必要なSOMPOグループの支援を受けることが考えられるため、デメリットは極めて限定的であると想定される。加えて、については、対象者グループの知名度や社会的信用の向上は、事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、本取引の実行後においても事業遂行によりこれを獲得・維持することが可能であるほか、本取引の実行後は、東京証券取引所プライム市場に株史上場しているSOMPOグループに加わることで、SOMPOグループが有する知名度や社会的信用も得られることにより、総合的な知名度や社会的信用の向上も見込まれる。以上からすれば、非公開化のデメリットは限定的と考えられる。

(3) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引は対象者の企業価値の向上に資することを企図するものであると認められ、本取引は対象者の企業価値向上に資すると認められる(すなわち「是」である)と判断するに至った。

(b) 本取引の取引条件の公正性(買収対価の水準、買収の方法及び買収対価の種類その他の取引の条件が公正なものとなっているかを含む。)に関する事項

(1) 交渉過程の手続の公正性

下記「(c) 本取引の手続の公正性(取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。)に関する事項」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であると認められるところ、本公開買付価格は、かかる公正性担保措置が採られた上で、本特別委員会からの意見・助言を踏まえた交渉方針に従って、公開買付者との間で真摯な交渉を重ねた結果も踏まえて決定されたものであると認められる。

(2) デロイト トーマツによる株式価値算定書及びその前提とした財務予測・前提条件等の合理性

対象者が、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツから取得した株式価値算定書によれば、対象者株式の1株当たり株式価値は、市場株価法によると448円から505円、DCF法によると665円から825円とされているところ、本公開買付価格は、市場株価法による算定結果のレンジの上限を上回っており、また、DCF法による算定結果のレンジの中央値を超えるものである。

そして、本特別委員会は、デロイト トーマツの株式価値評価に用いられた算定方法等について、デロイト トーマツから、評価手法の選択、DCF法による算定の基礎となる対象者の事業計画の作成方法・作成過程及び内容等を含め、詳細な説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかった。また、対象者の事業計画については、対象者とも質疑応答を行い、その作成過程及び事業の現状に照らして不合理な点がないかという観点から検討した結果、合理的なものと認められた。

(3) 過去の市場株価・同種案件に対するプレミアム水準の合理性

本公開買付価格である767円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月24日の東京証券取引所グロス市場における対象者株式の終値496円に対して54.64%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値448円に対して71.21%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値477円に対して60.80%及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値505円に対して51.88%のプレミアムが加算されており、これらのプレミアムは、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針 - 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて -」を公表した2019年6月28日以降に公表され、2025年12月24日までに成立した上場会社の非公開化を目的とした公開買付けの事例(マネジメント・バイアウト(MBO)事例、対象会社が公開買付け者の連結子会社又は関連会社である事例等を除く。)133件のプレミアムの中央値(公表日の前営業日を基準日として、公表日の前営業日の終値に対するプレミアム並びに同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値におけるそれぞれのプレミアムの中央値が46.52%、51.64%、49.00%及び53.33%)と比較すると、優位なプレミアムが付された価格であると評価できる。

また、本新株予約権の買付価格についても、本公開買付価格767円と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に、本新株予約権1個の目的となる対象者株式の株式数を乗じた金額とされており、本公開買付価格をもとに算定されているものであることから、対象者の新株予約権者の皆様に対して合理的な本新株予約権の売却の機会を提供するものであると認められる。

(4) 本公開買付け後の手続の合理性

本公開買付けに応募しなかった少数株主は、本公開買付けの後に実施される予定の本スクイーズアウト手続において、最終的に金銭が交付されることになるところ、当該手続において交付される金銭の額については、本公開買付価格に株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定であると認められる。

また、本スクイーズアウト手続として株式併合が予定されているところ、法令上、本公開買付けに応募しなかった株主に対して株式買取請求権及び価格決定申立権が確保されている。

以上のとおり、本公開買付けを含む本取引においては、いわゆる強圧性の問題に対応すべく、本公開買付けに応募しなかった少数株主の利益に配慮がなされているといえ、本スクイーズアウト手続に係る条件には、一定の合理性があると考えられる。

(5) 対価の種類の変当性

本取引の対価は、本公開買付け及びその後に実施される予定の本スクイーズアウト手続を通じて、現金であることが予定されている。対価を現金とする場合、価値変動リスクが低く、かつ、流動性が高いことに加えて、株主の応募判断にあたっては評価が比較的容易であると考えられる。これらを踏まえると、対価の種類は変当と認められる。

(6) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引の取引条件は公正であると判断するに至った。

(c) 本取引の手続の公正性(取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられているかを含む。)に関する事項

(1) 特別委員会の設置

対象者は2025年8月28日開催の対象者取締役会において、本取引を検討するにあたって、本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)や支配株主との取引等には該当しないものの、対象者株式の非公開化が予定されており、その場合には対象者の少数株主に大きな影響を与えること、また、本取引にあたっては、及川氏らとの間で公開買付応募契約、株主間契約及び経営委任契約を、プレンティーとの間で公開買付応募契約を締結することが想定されていることから、及川氏ら及びプレンティーの監査役を兼任している後藤氏と対象者の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえて、対象者の意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、公開買付関連当事者からの独立性を有する、宮本康平氏(対象者独立社外取締役)、藤本幸弘氏(対象者独立社外監査役)及び下川祐貴子氏(対象者補欠社外監査役)の3名から構成される本特別委員会を設置している。

また、対象者は本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本公開買付けを含む本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定(本公開買付けに関する対象者の賛同及び応募推奨を内容とする意見表明を含む。)を行わないこととしている。なお、本特別委員会の委員は、設置当初から変更されていない。

(2) 外部専門家の専門的助言等

対象者が本取引について検討するにあたっては、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関兼ファイナンシャル・アドバイザーであるデロイト トーマツ並びにリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から助言・意見等を得ながら、対象者の企業価値向上ひいては株主共同の利益の観点から、本公開買付価格をはじめとする本公開買付けの買付条件の公正性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討及び協議を行っている。なお、対象者は上記(b)(2)のとおり、デロイト トーマツから、株式価値算定書を取得している。

また、本特別委員会は、デロイト トーマツ及びTMI総合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認し、対象者の第三者算定機関兼ファイナンシャル・アドバイザー並びにリーガル・アドバイザーとして承認している。

(3) 対象者による協議・交渉

対象者は、本特別委員会が事前に承認した交渉方針に従い、本公開買付価格について、少数株主の利益保護の観点からその公正性を確保するための実質的な協議・交渉を公開買付者との間で複数回にわたって行っている。具体的には、対象者は書面及びデロイト トーマツを通じて、延べ7回にわたり本特別委員会が承認した交渉方針に基づく価格交渉を、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券株式会社を介して実施した。

そして、その交渉の結果として、1株当たり767円という本公開買付価格の決定に至るまでには、対象者株式1株当たり625円とする公開買付者の当初の提案より、142円の価格引上げに成功している。

(4) 本取引の交渉過程及び意思決定過程における特別利害関係人の不関与

対象者を代表して本取引を検討・交渉する取締役には、公開買付関連当事者及び本取引に特別な利害関係を有する者は含まれておらず、その他、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程で、公開買付関連当事者及び本取引に特別な利害関係を有する者が対象者側に不当な影響を与えたことを推認させる事実は認められない。

なお、対象者取締役のうち、及川氏は、公開買付者との間で公開買付応募契約、株主間契約及び経営委任契約を締結する意向を有していたことから、本取引に関して対象者との間で利益相反関係が存在するため、本取引について決議する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加しないこととされており、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していない。また、対象者の監査役のうち、後藤氏は、公開買付者が同氏が監査役を務めるプレントリーとの間で公開買付応募契約を締結する意向を有していたことから、利益相反のおそれを回避する観点から、本取引について決議する対象者取締役会における審議には一切参加しないこととされている。

(5) マーケット・チェック

公開買付者は、対象者との間で、対象者が公開買付者以外の買収提案者(以下「対抗的買収提案者」という。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者と接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、本公開買付けの公表後における対抗的買収提案者による買収提案の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮している。

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定することにより、対象者の株主及び新株予約権者に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することとしており、これをもって本公開買付けの公正性の担保について配慮している。

(6) 適切な情報開示及び強圧性排除

本取引においては、本公開買付けが成立した場合に、その後を実施される予定の本スクイズアウト手続について、公開買付者が提出する公開買付届出書、対象者が公表するプレスリリース等において、十分な開示がなされることが予定されている。

また、本スクイズアウト手続は、株式併合によって行われる予定であり、本取引に反対する株主に対する株式買取請求権及び価格決定申立権が確保されるスキームとなっていることに加え、本公開買付け後に本スクイズアウト手続を行うにあたり、本公開買付けに応募しなかった対象者の少数株主は、本スクイズアウト手続において、本公開買付価格に株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が、プレスリリース等で明示される予定であると認められるため、本公開買付けに応募することの強圧性が低減される適切な措置が採られているといえる。

(7) マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)条件

本公開買付けにおいて、公開買付者は、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限を設定していないものの、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあること、並びに、本公開買付けにおいては、適切な公正性担保措置が実施されており、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、マジョリティ・オブ・マイノリティに相当する下限が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えられる。

(8) 小括

以上のような点を踏まえ、本特別委員会において、慎重に協議及び検討した結果、本取引においては適切な公正性担保措置が講じられており、本取引に係る手続は公正であると判断するに至った。

- (d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を踏まえ、対象者取締役会が本取引の実施(本公開買付けに関する意見表明を含む。)を決定することが少数株主に不利益か否か

本特別委員会の審議においてその他対象者の少数株主に特段の悪影響を及ぼす事象は確認されておらず、上記(a)乃至(c)記載の事項等を踏まえて、本取引が対象者の少数株主に及ぼす影響を慎重に検討した結果、対象者による本公開買付けへの賛同意見の表明及び対象者の株主及び新株予約権者に対して応募推奨することを含め、本取引は対象者の少数株主にとって不利益ではないと判断するに至った。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、TMI総合法律事務所から受けた法的助言及びデロイト トーマツから取得した本株式価値算定書(デロイト トーマツ)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を通じて対象者の企業価値を向上させることができるか、本取引は公正な手続を通じて行われることにより少数株主の享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議を行ったとのことである。

その結果、対象者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「()判断内容」に記載のとおり、本公開買付けの実施も含めた本取引が、対象者の企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格を含む取引条件については、本公開買付け価格は、対象者の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保されたものであり、本公開買付けは、対象者の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な売却機会を提供するものであると判断し、また、本新株予約権買付価格は、本公開買付け価格と本新株予約権の行使価額との差額を基準に算定されていることから、本新株予約権者の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であると判断し、2025年12月25日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した対象者取締役(対象者取締役会は5名で構成されるところ、対象者の代表取締役会長である及川氏及び代表取締役社長である堀内氏の2名を除く、対象者取締役3名)の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することについて決議したとのことである。また、上記の取締役会には、対象者の監査役3名のうち、後藤氏を除く対象者の監査役2名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことである。

なお、対象者取締役のうち、及川氏らは、公開買付者との間で本応募契約(及川氏ら)、本株主間契約及び本経営委任契約を締結する意向を有していたことから、本取引に関して対象者との間で利益相反関係が存在するため、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことである。また、対象者の監査役のうち、後藤氏は、公開買付者が同氏が監査役を務めるプレンティエーとの間で本応募契約(プレンティエー)を締結する意向を有していたことから、利益相反のおそれを回避する観点から、リーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、上記取締役会における審議には一切参加していないとのことである。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けに係る公開買付期間(以下「公開買付期間」といいます。)を30営業日に設定しております。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しております。

また、公開買付者は、対象者との間で、公開買付者以外の者による公開買付け等の機会が不当に制限されることのないよう、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は行っており、公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

強圧性の排除

公開買付者は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、()本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者株式の本株式併合(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」で定義します。以下同じです。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。)の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、()株式併合をする際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付け価格に当該各株主(公開買付者、対象者及び及川氏らを除きます。)の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一になるように算定されることを明らかにしていることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みますが、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者の株主を公開買付者及び及川氏らのみとするを目的として、対象者に対して、本スクイーズアウト手続の実施を要請することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。また、公開買付者及び及川氏らは、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。なお、本書提出日現在において、公開買付者は、2026年4月上旬を目途に本臨時株主総会を開催することを対象者に要請する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会において承認された本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(ただし、公開買付者、及川氏ら及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及び及川氏らが対象者株式の全て(ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みますが、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(ただし、公開買付者、及川氏ら及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(ただし、公開買付者、及川氏ら及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定です。本株式併合に反対する対象者の株主の皆様(ただし、公開買付者、及川氏ら及び対象者を除きます。)は、上記申立てを行うことができるようになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて、本新株予約権の全部を取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨その他本取引の実行に必要な合理的な手続を実施することを要請し、又は実施する予定ですが、本書提出日現在において詳細は未定です。なお、対象者によれば、対象者は、当該要請を受けた場合には、これに協力する意向であるとのことです。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況や、本公開買付け後において、及川氏らが保有する対象者株式の数と同じ、又はこれを超える数の対象者株式を保有する公開買付者及び及川氏ら以外の株主が存在する場合における対応方法の検討状況等を踏まえて、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(ただし、公開買付者、及川氏ら及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者及び対象者間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続が実行された場合、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本応募契約(及川氏ら)

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月25日付で、及川氏らとの間で、本応募契約(及川氏ら)を締結しております。本応募契約(及川氏ら)において、及川氏らは、一定の前提条件(注)の充足を条件として(ただし、及川氏らは、その裁量により、かかる前提条件の全部又は一部をその裁量により放棄することができるものとしています。)、()及川氏が所有する対象者株式3,712,500株(所有割合：17.02%)のうち962,500株(所有割合：4.41%)及び本新株予約権(及川氏は、本新株予約権を350個(目的となる対象者株式の数：35,000株、所有割合：0.16%)所有しています。)を本公開買付けへ応募し、残りの対象者株式2,750,000株(所有割合：12.61%)を本公開買付けに応募しない旨、()堀内氏が所有する対象者株式2,152,500株(所有割合：9.87%)のうち1,052,500株(所有割合：4.83%)及び本新株予約権(堀内氏は、本新株予約権を350個(目的となる対象者株式の数：35,000株、所有割合：0.16%)所有しています。)を本公開買付けへ応募し、残りの対象者株式1,100,000株(所有割合：5.04%)を本公開買付けに応募しない旨を合意しています。なお、本応募契約(及川氏ら)において、及川氏らは、本スクイーズアウト手続が完了するまでの間、自ら又は第三者を通じて、直接又は間接に、公開買付者以外の者との間で本公開買付け及び本スクイーズアウト手続と実質的に競合、矛盾若しくは抵触し又はそれらのおそれのある取引を行ってはならず、当該取引に関する提案、接触、勧誘、情報提供、協議又は合意を行ってはならず、また、本スクイーズアウト手続が完了するまでの間、自ら又は第三者を通じて、直接又は間接に、本取引と実質的に抵触し又は本取引の実行を困難にする権利行使その他の行為を行ってはならない旨を合意しております。ただし、()対象者の株主としてではなく対象者の代表取締役として、対象者の発行済株式を対象とする本公開買付け以外の公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)に関する提案、接触、勧誘、情報提供を受け、これらに関して協議等を行う場合、及び、()(a)対象者の取締役会により、対抗公開買付けに賛同する旨及び株主に対して対抗公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明に係る決議が全員一致でなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないこと、並びに、(b)対象者の取締役会が対抗公開買付けに関して設置した特別委員会において、対象者の取締役会が対抗公開買付けに賛同する旨及び株主に対して対抗公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が変更又は撤回されていないことを条件として対抗公開買付けに応募する場合はこの限りでないとされております。

また、本応募契約(及川氏ら)においては、(ア)本公開買付けに対する応募株式の数が買付予定数の下限(10,688,800株)以上となった場合、及川氏らは本スクイーズアウト手続に最大限協力すること、(イ)及川氏らは、本スクイーズアウト手続が完了するまでの間、本応募合意株式等(及川氏ら)及び本応募合意株式に係る議決権その他の権利行使について、公開買付者の選択に従い、()公開買付者若しくは公開買付者が指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は()公開買付者の指示に従って当該権利を行使すること、(ウ)及川氏らは、本スクイーズアウト手続が完了するまでの間、公開買付者が事前に書面により同意した場合を除き、本応募契約(及川氏ら)の締結日から本公開買付けに係る決済の開始日までの間を基準日とする対象者の株主総会の招集を請求せず、かつ、当該株主総会において、本応募合意株式等(及川氏ら)について株主権を行使しないものとし、当該株主総会において他の株主により議案又は動議が提出された場合には、公開買付者による特段の指示がない限り、これに反対するために議決権を行使することを合意しております。

なお、公開買付者は、本取引に関して、及川氏らに対して、本公開買付けにおける応募の対価として公開買付価格以外に何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしておりません。

(注) 本応募契約(及川氏ら)において、及川氏らによる本公開買付けへの応募は、本公開買付けが法令等に従って開始され、かつ撤回されていないこと、公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、公開買付者について、公開買付期間の開始日までに本応募契約(及川氏ら)に基づき履行又は遵守すべき義務が、重要な点において履行又は遵守されていること、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の決議が適法になされ、法令等に従って、対象者により当該意見が公表され、かつ、当該決議が撤回又は変更されていないこと、対象者の取締役会において、本新株予約権の本公開買付けへの応募による譲渡を承認する旨の決議がなされ、かつ、当該決議が撤回又は変更されていないこと、司法・行政機関等に対して、本公開買付けを制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も係属しておらず、かつ、本公開買付けを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等が存在しないこと、対象者について、法第166条第1項柱書の重要事実又は法第167条第1項柱書の公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実(及川氏ら及び公開買付者以外の者による公開買付け等に係るものに限る。)であって、公表(法第166条第4項又は法第167条第4項に規定された意味を有する。)されていないものが存在しないことが前提条件とされております。

本応募契約(プレントリー)

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月25日付で、プレントリーとの間で、同社が所有する対象者株式2,940,000株(所有割合：13.48%)を本公開買付けに応募することに合意する旨及び以下の内容を含む本応募契約(プレントリー)を締結しております。なお、公開買付者は、本取引に関して、プレントリーに対して、本公開買付けの応募の対価のほかに、何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしておりません。

- () プレントリーは、以下の前提条件が充足されていること(又はプレントリーにより放棄されていること)を条件に、プレントリーが所有する対象者株式全てを本公開買付けに応募すること
- (ア) 本公開買付けが法令等に従って開始され、かつ、撤回されていないこと
 - (イ) 公開買付者による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること
 - (ウ) 公開買付者が本応募契約(プレントリー)に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が、重要な点において履行又は遵守されていること
 - (エ) (a)対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議が適法になされ、(b)法令等に従って、対象者により当該意見が公表され、かつ、(c)当該決議が撤回又は変更されていないこと
 - (オ) 本公開買付けの開始日までに、対象者が本公開買付けに関して設置した特別委員会により、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うことについて肯定的な答申が行われており、かつ、かかる答申が変更又は撤回されていないこと
 - (カ) 司法・行政機関等に対して、本公開買付けを制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も係属しておらず、かつ、本公開買付けを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等が存在しないこと
 - (キ) 対象者について、法第166条第1項柱書の重要事実又は法第167条第1項柱書の公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実(プレントリー及び公開買付者以外の者による公開買付け等に係るものに限る。)であって、公表(法第166条第4項又は法第167条第4項に規定された意味を有する。)されていないものが存在せず、プレントリーにおいて応募時点で当該事実を認識していないこと
- () プレントリーは、本公開買付けに係る決済の開始日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、当該株主総会における議決権その他の権利行使について、公開買付者の選択に従い、(a)公開買付者若しくは公開買付者が指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(b)公開買付者の指示に従って当該権利を行使すること

- () プレンティーは、本応募契約(プレんティー)の締結日以降、本公開買付けに係る決済の開始日までの間、自ら又は第三者を通じて、直接又は間接に、公開買付者以外の者との間で本公開買付けと実質的に競合、矛盾若しくは抵触し又はそれらおそれのある取引を行ってはならず、かかる取引に関する提案、接触、勧誘、情報提供、協議又は合意を行ってはならないこと。また、プレんティーが公開買付者以外の者からかかる取引に関する提案、接触又は勧誘を受けた場合、プレんティーは、速やかに公開買付者に対しその事実及び内容を通知し、公開買付者と対応を誠実に協議すること
- () プレンティーは、(a)本応募契約(プレんティー)の締結日以降、公開買付期間の末日の5営業日前までの間に、公開買付者以外の者から、本公開買付価格を10%上回る取得対価により、対象者株式の全てを取得する旨の公開買付けが公表された場合であって、(b)公開買付者との間で協議を行ってもなお、本公開買付けに応募することが、プレんティーの法律顧問による助言を踏まえてプレんティーの取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に認められる場合には、本公開買付けに応募する義務その他本公開買付けに関する義務を負わないこと

加えて、本応募契約(プレんティー)において、公開買付者及びプレんティーは、義務の不履行又は表明及び保証の違反に関する補償義務、契約の解除・終了、秘密保持義務、契約上の地位及び権利義務の譲渡等の禁止等について合意しております。

本応募契約(日本郵政キャピタル)

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月25日付で、日本郵政キャピタルとの間で、同社が所有する対象者株式2,542,100株(所有割合：11.66%)の全てについて本公開買付けへ応募する旨の契約を本公開買付けに応募することに合意する旨及び以下の内容を含む本応募契約(日本郵政キャピタル)を締結しております。なお、公開買付者は、本取引に関して、日本郵政キャピタルに対して、本公開買付けの応募の対価のほかに、何らかの利益を供与又は提供する旨の合意はしていません。

- () 日本郵政キャピタルは、以下の前提条件が充足されていること(又は日本郵政キャピタルにより放棄されていること)を条件に、日本郵政キャピタルが所有する対象者株式全てを本公開買付けに応募すること
- (ア) 本公開買付けが法令等に従って開始され、かつ、撤回されていないこと
 - (イ) 公開買付者による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること
 - (ウ) 公開買付者が本応募契約(日本郵政キャピタル)に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が、重要な点において履行又は遵守されていること
 - (エ) (a)対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議が適法になされ、(b)法令等に従って、対象者により当該意見が公表され、かつ、(c)当該決議が撤回又は変更されていないこと
 - (オ) 本公開買付けの開始日までに、対象者が本公開買付けに関して設置した特別委員会により、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うことについて肯定的な答申が行われており、かつ、かかる答申が変更又は撤回されていないこと
 - (カ) 司法・行政機関等に対して、本公開買付けを制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も係属しておらず、かつ、本公開買付けを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等が存在しないこと
 - (キ) 対象者について、法第166条第1項柱書の重要事実又は法第167条第1項柱書の公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実(日本郵政キャピタル及び公開買付者以外の者による公開買付け等に係るものに限る。)であって、公表(法第166条第4項又は法第167条第4項に規定された意味を有する。)されていないものが存在せず、日本郵政キャピタルにおいて応募時点で当該事実を認識していないこと
- () 日本郵政キャピタルは、本公開買付けに係る決済の開始日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、当該株主総会における議決権その他の権利行使について、公開買付者の選択に従い、(a)公開買付者若しくは公開買付者が指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(b)公開買付者の指示に従って当該権利を行使すること

- () 日本郵政キャピタルは、本応募契約(日本郵政キャピタル)の締結日以降、本公開買付けに係る決済の開始日までの間、自ら又は第三者を通じて、直接又は間接に、公開買付者以外の者との間で本公開買付けと実質的に競合、矛盾若しくは抵触し又はそれらおそれのある取引を行ってはならず、かかる取引に関する提案、接触、勧誘、情報提供、協議又は合意を行ってはならないこと。また、日本郵政キャピタルが公開買付者以外の者からかかる取引に関する提案、接触又は勧誘を受けた場合、日本郵政キャピタルは、速やかに公開買付者に対しその事実及び内容を通知し、公開買付者と対応を誠実に協議すること
- () 日本郵政キャピタルは、(a)本応募契約(日本郵政キャピタル)の締結日以降、公開買付期間の末日の5営業日前までの間に、公開買付者以外の者から、本公開買付価格を10%上回る取得対価により、対象者株式の全てを取得する旨の公開買付けが公表された場合であって、(b)公開買付者との間で協議を行ってもなお、本公開買付けに応募することが、日本郵政キャピタルの法律顧問による助言を踏まえて日本郵政キャピタルの取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に認められる場合には、本公開買付けに応募する義務その他本公開買付けに関する義務を負わないこと

加えて、本応募契約(日本郵政キャピタル)において、公開買付者及び日本郵政キャピタルは、義務の不履行又は表明及び保証の違反に関する補償義務、契約の解除・終了、秘密保持義務、契約上の地位及び権利義務の譲渡等の禁止等について合意しております。

本経営委任契約(及川氏)

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月25日付で、及川氏との間で、本経営委任契約(及川氏)を締結しております。本経営委任契約(及川氏)の概要は以下のとおりです。

() 経営の委任

- ・ 公開買付者は、及川氏に対して、(ア)法令等及び対象者グループの定款その他の社内規則並びに本契約に従い、対象者の代表取締役会長CEOとしての職務を誠実に遂行すること、並びに(イ)本経営委任契約(及川氏)に定める義務を履行し、対象者グループの企業価値及び株式価値を最大化すべく最大限努力することを委任し、及川氏はこれを受任する。
- ・ 及川氏の代表取締役会長CEOとしての任期は、選任日の属する事業年度に係る定時株主総会が終了する時点まで、又は法令等若しくは対象者の定款その他の社内規則によって定められた時点のいずれか早い時点までとし、以後、再任された場合も同様とする。なお、及川氏が本公開買付けに係る決済の開始日から5年以内に再任された場合、及川氏はこれを受諾するものとする。
- ・ 公開買付者は、(ア)及川氏が重度の身体障害、精神障害、その他業務の遂行に著しい支障をきたす事由によりその業務を遂行することができないと合理的に認められる場合、(イ)及川氏が本経営委任契約(及川氏)上の義務に違反した場合、及び(ウ)及川氏が対象者の定款その他の内部規則に違反した場合には、及川氏の任期にかかわらず、対象者の代表取締役、取締役その他の役職から辞任させ、又は解任若しくは解職することができる。

() 報酬等

- ・ 及川氏が対象者から受領する報酬は、株主総会決議その他の法令等及び対象者の定款その他の社内規則上必要とされる手続を経ることを条件として、対象者の事業計画を踏まえて、公開買付者及び及川氏が別途合意するところに従って決定される。

(注) 本経営委任契約(及川氏)に基づく及川氏の報酬は、及川氏の本公開買付けにおける応募の対価を構成するものではなく、本公開買付けからは独立した経営委任の対価として支払われるものです。

() その他

- ・ 及川氏の善管注意義務、競業禁止義務、勧誘禁止等
- ・ 損害賠償、秘密保持等の一般条項

本経営委任契約(堀内氏)

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月25日付で、堀内氏との間で、本経営委任契約(堀内氏)を締結しております。本経営委任契約(堀内氏)の概要は以下のとおりです。

() 経営の委任

- ・ 公開買付者は、堀内氏に対して、(ア)法令等及び対象者グループの定款その他の社内規則並びに本契約に従い、対象者の代表取締役社長としての職務を誠実に遂行すること、並びに(イ)本経営委任契約(堀内氏)に定める義務を履行し、対象者グループの企業価値及び株式価値を最大化すべく最大限努力することを委任し、堀内氏はこれを受任する。
- ・ 堀内氏の代表取締役社長としての任期は、選任日の属する事業年度に係る定時株主総会が終了する時点まで、又は法令等若しくは対象者の定款その他の社内規則によって定められた時点のいずれか早い時点までとし、以後、再任された場合も同様とする。なお、堀内氏が本公開買付けに係る決済の開始日から1年以内に再任された場合、堀内氏はこれを受諾するものとする。
- ・ 公開買付者は、(ア)堀内氏が重度の身体障害、精神障害、その他業務の遂行に著しい支障をきたす事由によりその業務を遂行することができないと合理的に認められる場合、(イ)堀内氏が本経営委任契約(堀内氏)上の義務に違反した場合、及び(ウ)堀内氏が対象者の定款その他の内部規則に違反した場合には、堀内氏の任期にかかわらず、対象者の代表取締役、取締役その他の役職から辞任させ、又は解任若しくは解職することができる。

() 報酬等

- ・ 堀内氏が対象者から受領する報酬は、株主総会決議その他の法令等及び対象者の定款その他の社内規則上必要とされる手続を経ることを条件として、対象者の事業計画を踏まえて、公開買付者及び堀内氏が別途合意するところに従って決定される。

(注) 本経営委任契約(堀内氏)に基づく堀内氏の報酬は、堀内氏の本公開買付けにおける応募の対価を構成するものではなく、本公開買付けからは独立した経営委任の対価として支払われるものです。

() その他

- ・ 堀内氏の善管注意義務、競業禁止義務、勧誘禁止等
- ・ 損害賠償、秘密保持等の一般条項

本株主間契約

上記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付の公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年12月25日付で、及川氏らとの間で、本株主間契約を締結しております。本株主間契約の概要は以下のとおりです。なお、本株主間契約においては、本公開買付けに関連して公開買付者から及川氏らに対して供与される利益は定められておりません。

() 資本構成

- ・ 本スクイズアウト手続の完了後において、公開買付者、及川氏及び堀内氏は、対象者の発行済株式総数(自己株式を除く。)のそれぞれ82.5%、12.5%及び5%に相当する数の株式を保有する。

() 対象者株式の取扱い

- ・ 及川氏は、本スクイズアウト手続の効力発生日以降、本公開買付けに係る決済の開始日から5年が経過する日までの間、堀内氏は、本スクイズアウト手続の効力発生日以降、本公開買付けに係る決済の開始日から1年が経過する日までの間、公開買付者の書面による同意がない限り、その保有する対象者の株式等の全部又は一部について譲渡、承継、担保提供その他の処分を行ってはならない。
- ・ 及川氏及び堀内氏は、当該期間の満了後、先買権の行使に基づく譲渡又はプット・オプション若しくはコール・オプションの行使に基づく譲渡の手続によってのみ、対象者株式の全部又は一部を第三者に譲渡することができる。

() その他の事項

- ・ 損害賠償、秘密保持等の一般条項

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年12月26日(金曜日)から2026年2月16日(月曜日)まで(30営業日)
公告日	2025年12月26日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき 金767円
新株予約権証券	本新株予約権 1個につき 金46,600円
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>(普通株式)</p> <p>公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者ら及び対象者から独立した第三者算定機関としてファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券に対して、対象者の株式価値の算定を依頼し、2025年12月24日付で株式価値算定書(みずほ証券)を取得いたしました。また、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置の実施を通じて、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることから、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していません。</p> <p>みずほ証券は、公開買付者ら及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して公開買付者ら及び対象者との重要な利害関係を有していません。公開買付者は、第三者算定機関としての独立性が確保されていること、過去の同種事案の第三者算定機関としての実績を有していること等を踏まえ、みずほ証券を公開買付者ら及び対象者並びに本取引から独立した第三者算定機関として選定いたしました。なお、本取引に係るみずほ証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、公開買付者は、同種事案における一般的な実務慣行を勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記報酬体系によりみずほ証券を第三者算定機関として選定しております。</p> <p>みずほ証券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から採用すべき算定手法を検討した結果、市場株価基準法、DCF法の各手法を用いて対象者株式の価値算定を行いました。上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価基準法：448円から505円 DCF法：606円から929円</p>

	<p>市場株価基準法では、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月24日を算定基準日として、対象者株式の東京証券取引所グロース市場における算定基準日の終値496円、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値448円、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値477円及び同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値505円を基に、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を448円から505円と算定しております。</p> <p>DCF法では、対象者から提供を受けた事業計画を基礎とし、直近までの業績の動向、公開買付者が2025年8月下旬から同年10月中旬にかけて対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、一般に公開された情報等の諸要素を考慮して公開買付者において調整を行った対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が2026年8月期から2030年8月期までにおいて創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式1株当たりの株式価値の範囲を606円から929円と算定しております。</p> <p>なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該収益予想には加味されておられません。また、DCF法において前提とした対象者の将来の財務予測においては、大幅な増減益及び大幅なフリー・キャッシュ・フローの変動を見込んでいない事業年度は含まれております。具体的には、2026年8月期から2030年8月期にかけて、営業人員の増強による導入店舗数拡大及び店舗当たり日販の拡大を通じた売上増加並びに物流費の削減により、各期の営業利益及びフリー・キャッシュ・フローが対前年度比で大幅な増加となることを見込んでおります。</p> <p>公開買付者は、みずほ証券から取得した株式価値算定書(みずほ証券)の算定結果に加え、2025年8月下旬から同年10月中旬にかけて対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者株式の市場株価の動向(本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月24日の対象者株式の終値496円、同日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値448円、同日までの直近3ヶ月間の終値の単純平均値477円、及び同日までの直近6ヶ月間の終値の単純平均値505円)、対象者との協議及び交渉の結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の有無及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者の2026年8月期の中間配当及び期末配当が無配であることを前提として、2025年12月25日、本公開買付価格を767円とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格である767円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年12月24日の東京証券取引所市場グロース市場における対象者株式の終値496円に対して54.64%、2025年12月24日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値448円に対して71.21%、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値477円に対して60.80%、同過去6ヶ月間の終値の単純平均値505円に対して51.88%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。</p> <p>また、本公開買付価格である767円は、本書提出日の前営業日である2025年12月25日の東京証券取引所グロース市場における対象者株式の終値514円に対して49.22%のプレミアムを加えた価格となります。</p> <p>(本新株予約権)</p> <p>本新株予約権については、本書提出日現在において、本新株予約権における対象者株式1株当たりの行使価額がいずれも本公開買付価格を下回っております。そこで、公開買付者は、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格767円と本新株予約権の目的となる対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該本新株予約権1個の目的となる対象者株式数を乗じた金額とすることを決定しました。具体的には、対象者株式1株当たりの行使価額301円との差額である466円に100を乗じた金額である46,600円と決定しました。なお、本新株予約権は、譲渡による取得については対象者取締役会の承認を要するものとされておりますが、本公開買付けにおいては本新株予約権も買付け等の対象となっていることから、対象者は、2025年12月25日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件として、本新株予約権者が、その所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、実際に本新株予約権者から本公開買付けに応募のあった本新株予約権に限り包括的に承認すること、及び、譲渡を希望する本新株予約権者との間では、本新株予約権に係る新株予約権割当契約書の内容を変更し譲渡可能な内容とすることを決議しているとのことです。</p>
算定の経緯	<p>(本公開買付価格及び本新株予約権買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」のとおり、公開買付者は、2025年12月25日に、本公開買付価格を767円及び本新株予約権買付価格を46,600円として本公開買付けを実施することを決定いたしました。</p> <p>以上の算定の経緯の詳細は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。</p>

- (注) みずほ証券は、対象者の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであること、また本公開買付価格の分析・算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としてこれに依拠しており、独自にそれらの正確性の検証を行っておりません。加えて、対象者の財務予測に関する情報については、対象者の経営陣による現時点での得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、公開買付者の経営陣がその内容を精査した上でみずほ証券による価値算定において使用することを了承したことを前提としております。また、対象者及びその関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。みずほ証券の算定は、2025年12月24日までの上記情報を反映したものです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	17,958,229(株)	10,688,800(株)	(株)
合計	17,958,229(株)	10,688,800(株)	(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(10,688,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(10,688,800株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である17,958,229株を記載しております。これは、本基準株式数(21,808,229株)から、本不応募合意株式(3,850,000株)を控除した株式数(17,958,229株)です。
- (注4) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。
- (注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	179,582
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	1,600
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年12月26日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年12月26日現在)(個)(g)	59,350
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	700
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(2025年8月31日現在)(個)(j)	216,390
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	82.35
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(17,958,229株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)」は、買付予定の株券等に係る議決権の数のうち、本新株予約権の目的となる対象者株式の数(160,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年12月26日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。ただし、本公開買付においては、各特別関係者が所有する株券等のうち、本応募合意株式(及川氏ら)についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年12月26日現在)(個)(g)」に記載する議決権の数のうち本応募合意株式等(及川氏ら)(2,085,000株)にかかる議決権の数(20,850個)は、分子に加算しておりません。なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者が所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年8月31日現在)(個)(j)」は、対象者有価証券報告書に記載された総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(21,808,229株)に係る議決権の数(218,082個)を分母として計算しております。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)

公開買付者は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により、事前届出が受理された日から原則として30日(短縮される場合もあります。))を経過するまでは本株式取得を行うことができません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。))。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。))。上記の事前届出が行われた場合で、公正取引委員会が排除措置命令を発令しようとするときは、公正取引委員会は、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず(同法第49条)、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。))、株式取得に関する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。))内に行うこととされております(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。))をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号)第9条)。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年10月14日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、当該事前届出は同日付で受理されております。その後、公開買付者は、本株式取得に関して、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から6日間に短縮する旨の2025年10月20日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年10月20日付で受領したため、2025年10月20日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から2025年10月20日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を2025年10月20日付で受領したため、同日をもって措置期間が終了しております。

保険業法

公開買付者の親会社であるSOMPOホールディングスは保険持株会社(保険業法第2条第16項で定義されます。))であり、対象者は保険業法上の届出対象子会社(保険業法第271条の22第1項で定義されます。))に該当しないことから、本株式取得は保険持株会社が届出対象子会社以外の会社を子会社としようとするときに該当するため、本株式取得については、SOMPOホールディングスにおいて、保険業法第271条の22第1項の定めにより、あらかじめ、金融庁長官の承認(以下、本項において「本承認」といいます。))を受けることが必要になります。

公開買付期間(延長した場合を含みます。))の末日の前日までに、金融庁長官から、本承認を受けることができなかった場合、金融庁長官から本承認を受けたが、本承認にSOMPOホールディングスが同意できない条件(保険業法第310条第1項に規定される条件をいいます。))が付されている場合又は公開買付期間(延長した場合を含みます。))の末日の前日までに本承認が取り消され若しくは撤回された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

SOMPOホールディングスは、本株式取得に関して、既に金融庁に対する事前相談は行っておりますが、手続上は、本公開買付けの開始以降、適切な時期に、金融庁長官に対し、本承認の申請を行う予定です。なお、SOMPOホールディングスが金融庁長官から本承認を受けた場合は、公開買付者は、法第27条の8第2項の規定に基づき、直ちに訂正届出書を提出いたします。

(3) 【許可等の日付及び番号】

独占禁止法

許可等の日付 2025年10月20日(排除措置命令を行わない旨の通知及び取得禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)

許可等の番号 公経企第1189号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)
公経企第1190号(取得禁止期間の短縮の通知書の番号)

保険業法

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために以下の復代理人を選定しています。

楽天証券株式会社(復代理人) 東京都港区南青山二丁目6番21号

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

本公開買付けに応募しようとする方(対象者の株主及び本新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。)は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。なお、オンライントレードである「みずほ証券ネット倶楽部」においては応募の受け付けは行いません。

本公開買付けに係る対象者株式の応募の受け付けにあたっては、応募株主等が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の対象者株式を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受け付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「三菱UFJ信託銀行」といいます。)に設定された特別口座に記録されている対象者株式をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の対象者株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。(注1)

本公開買付けに係る本新株予約権の応募の受け付けにあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権者の請求によって対象者により発行される「譲渡承認通知書」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類をご提出ください。また、本新株予約権者であることの確認書類として、本新株予約権者の請求によって対象者により発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」を併せてご提出ください。「譲渡承認通知書」、新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類及び「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」の具体的な発行手続につきましては、対象者までお問い合わせください。なお、復代理人である楽天証券株式会社では、本新株予約権の応募の受け付けを行いません。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等は、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類(注2)が必要になるほか、ご印鑑が必要になる場合があります。

上記 の応募株券等の振替手続及び上記 の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、復代理人である楽天証券株式会社では、外国人株主からの応募の受け付けを行いません。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

応募の受け付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

- (注1) 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振り替える手続について
対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振り替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申し上げます。
- (注2) マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類の提出について
公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合、又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類等が必要となります。番号確認書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人へお問合せください。

個人株主の場合 次の表の から のいずれかのマイナンバー(個人番号)確認書類及び本人確認書類が必要となります。なお、マイナンバー(個人番号)をご提供いただけない方は、公開買付代理人であるみずほ証券株式会社にて口座開設を行うことはできません。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、マイナンバー(個人番号)を変更する場合にはマイナンバー(個人番号)確認書類及び本人確認書類が必要となります。

個人番号確認書類	マイナンバーカード(個人番号カード)(両面) 顔写真付き	通知カード	マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書 (当該書類は本人確認書類の1つになります。)
+			
本人確認書類		a. 以下のいずれかの書類1つ(顔写真付き確認書類) ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・在留カード ・療育手帳 ・身体障害者手帳等 又は b. 以下のいずれかの書類2つ(a.の提出が困難な場合) ・住民票の写し ・住民票の記載事項証明書 ・各種健康保険の「資格確認書」 ・印鑑登録証明書 ・国民年金手帳等	a. 以下のいずれかの書類1つ(顔写真付き確認書類) ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・在留カード ・療育手帳 ・身体障害者手帳等 又は b. 以下のいずれかの書類1つ(a.の提出が困難な場合) ・各種健康保険の「資格確認書」 ・印鑑登録証明書 ・国民年金手帳等

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)(両面)をご提出いただく場合、別途本人確認書類のご提出は不要です。
- ・通知カードは、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、マイナンバー(個人番号)確認書類としてご利用になれます。
- ・氏名、住所、生年月日の記載のあるものをご提出ください。
- ・本人確認書類は有効期限内のもの、期限の記載がない場合は6ヶ月以内に作成されたものをご提出ください。
- ・2020年2月4日以降に発給申請された旅券(パスポート)には、住所の記入欄がないため、本人確認書類としてご利用になれません。

法人株主の場合 「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイトから印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類(登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの))が必要になります。なお、登記されている法人株主の場合は、公開買付代理人にて登記情報提供サービスを使用し、法人株主の登記情報を取得いたしますので、上記本人確認書類のご提出は不要です。登記されていない法人株主の場合は、所在地・名称・代表者名が記載されている本人確認書類、事業内容が記載されている書類が必要になります。また、法人自体の本人確認書類に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認書類が必要となります。公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になる場合があります。

外国人株主の場合 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(1)、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの(2))が必要とされます。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(3)が必要となります。

- (1)外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則として住所の記入欄がある旅券(パスポート)の提出をお願いいたします。
- (2)法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認ができる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。
- (3)当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるもの限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(楽天証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、復代理人である楽天証券株式会社のウェブサイト(<https://www.rakuten-sec.co.jp/>)にログイン後、「国内株式」「株式公開買付(TOB)」画面から公開買付期間の末日の15時30分までに、応募してください。

対象者株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が復代理人に開設した応募株主等名義の証券総合取引口座(以下「応募株主等口座(復代理人)」といいます。)に、応募する予定の対象者株式が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の対象者株式が、復代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、復代理人に開設した応募株主等口座(復代理人)へ応募株券等の振替手続を完了していただく必要があります。なお、特別口座から、復代理人の応募株主等口座(復代理人)に株券等の記録を振り替える手続の詳細につきましては、上記特別口座の口座管理機関にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

本公開買付けにおいて、公開買付代理人及び復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

復代理人に証券総合取引口座を開設していない応募株主等は、新規に証券総合取引口座を開設していただく必要があります。証券総合取引口座を開設される場合には、本人確認書類等(注4)が必要となります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります(注5)。

応募株券等の全部の買付け等が行われないこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

- (注4) ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類について
復代理人である楽天証券株式会社において新規に個人株主が証券総合取引口座を開設して応募される場合には、マイナンバー(個人番号)を確認する書類及び本人確認書類(氏名、住所、生年月日の全てを確認できるもの。発行日より6ヶ月以内のもの、また、有効期限のあるものはその期限内のもの。)が必要となります。また、法人株主の証券総合取引口座の開設には履歴事項全部証明書(法人番号)と取引責任者の本人確認書類が必要となります。なお、復代理人において既に証券総合取引口座を有している場合であっても、住所変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー(個人番号)を確認する書類又は法人番号及び本人確認書類が必要な場合があります。なお、マイナンバー(個人番号)を確認する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。詳しくは復代理人のホームページ(<https://www.rakuten-sec.co.jp/>)にてご確認ください。
なお、公開買付期間中に新規に証券総合取引口座を開設される場合は、復代理人にお早目にご相談ください。
- (注5) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(日本の居住者である個人株主の場合)
日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、一般に申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士などの専門家に各自ご相談いただき、ご自身で判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(楽天証券株式会社から応募される場合)

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除については、復代理人のウェブサイト(<https://www.rakuten-sec.co.jp/>)にログイン後、「国内株式」「株式公開買付(TOB)」画面から公開買付期間の末日の15時30分までに、解除手続を行ってください。

解除の申出を受領する権限を有する者

楽天証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6番21号

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

楽天証券株式会社(復代理人) 東京都港区南青山二丁目6番21号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	13,773,961,643
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	82,000,000
その他(c)	17,000,000
合計(a)+(b)+(c)	13,872,961,643

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(17,958,229株)に、本公開買付価格(767円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	3,734,899
当座預金	8,386,797
計(a)	12,121,697

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
SOMPOホールディングスによる公開買付者の普通株式の引受けによる出資(注) (東京都新宿区西新宿一丁目26番1号)	13,400,000
計(d)	13,400,000

(注) 公開買付者は、上記金額の出資の裏付けとして、その完全親会社であるSOMPOホールディングスから13,400,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書(本書の添付書類)を2025年12月25日付で取得しております。なお、当該出資の実行のための前提条件として、本公開買付けの成立のみが定められております。公開買付者は、SOMPOホールディングスが2025年6月30日に提出した第15期有価証券報告書に記載された連結財務諸表の連結財政状態計算書を確認する方法により、SOMPOホールディングスが上記出資を行う資力が十分であることを確認しております。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

25,521,697千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
楽天証券株式会社(復代理人) 東京都港区南青山二丁目6番21号

(2) 【決済の開始日】

2026年2月24日(火曜日)

(3) 【決済の方法】

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(楽天証券株式会社から応募される場合)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等に電磁的方法により交付します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、復代理人から応募株主等口座(復代理人)へお支払いいたします。

(4) 【株券等の返還方法】

(みずほ証券株式会社から応募される場合)

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに返還します。対象者株式については、応募が行われた時の状態に戻すことにより返還し、本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類(上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」の(みずほ証券株式会社から応募される場合)の に記載した書類)をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

(楽天証券株式会社から応募される場合)

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、復代理人は、公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(10,688,800株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(10,688,800株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額(88百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合(具体的な剰余金の配当の額を示さず、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。)又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(88百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合をいいます。これは、かかる決定が行われた場合、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となると考えられるためです。

また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

なお、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、金融庁長官から、保険業法第271条の22第1項に基づく本承認を受けることができなかった場合、金融庁長官から本承認を受けたが、本承認にSOMPOホールディングスが同意できない条件(保険業法第310条第1項に規定される条件をいいます。)が付されている場合又は公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに本承認が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(注) ご参考：株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額となる剰余金の配当が行われる場合、当該配当に係る基準日時点の対象者の発行済株式総数が本書記載の数と一致していると仮定すると、1株当たりの配当額は5円に相当します(具体的には、対象者有価証券報告書に記載された2025年8月31日における対象者の単体の貸借対照表上の純資産額889百万円の10%に相当する額である88百万円(百万円未満を切り捨てて計算しています。)を、本基準株式数(21,808,229株)で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています。)

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年 月	沿 革
2021年7月	商号をSOMPO Light Vortex株式会社、本店所在地を東京都新宿区西新宿一丁目26番1号とする株式会社として設立

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

- 1．コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、開発、販売、輸出入、保守並びに情報処理サービス
- 2．デジタル新規事業及びデジタルトランスフォーメーション事業の情報提供、経営支援
- 3．デジタル関連機器の企画、開発、設計、製造、売買、賃貸、運用、輸出入、仲介及びその代理業
- 4．ビックデータの取得及び解析
- 5．ウェブサイト及びデジタルコンテンツの企画、設計、開発、運営、販売
- 6．マーケティングリサーチ及び関連システム等の販売
- 7．教育関連システム及びソフトウェアの企画、開発、販売、輸出入
- 8．健康管理システム及びソフトウェアの企画、開発、販売、輸出入
- 9．電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用及びその代理業
- 10．著作権・著作隣接権・商標権・意匠権等無体財産権の取得、譲渡、使用許諾及び管理業務
- 11．広告企画、制作及び代理店業
- 12．出版物の企画、編集、出版、販売
- 13．通信販売業
- 14．投資事業
- 15．投資先の管理
- 16．子会社の経営管理業務
- 17．前各号に関するコンサルティング業務
- 18．前各号に附帯関連する一切の業務

(事業の内容)

公開買付者は、デジタル技術を活用した商品・サービスの企画、開発、販売することを事業の内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年12月26日現在

資本金の額	発行済株式の総数
12,198,667,536円	209,000株

(注) 公開買付者は、上記「第1 公開買付要項」の「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、SOMPOホールディングスから13,400,000千円を上限とした出資を受ける予定であり、これにより公開買付者の資本金の額及び発行可能株式総数が増加する予定です。

【大株主】

2025年12月26日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
SOMPOホールディング ス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	209	100.00
計		209	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年12月26日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)	
代表取締役社 長CEO/C BDO		宮 淳	1973年5月10日	1997年4月	株式会社さくら銀行入行	
				1999年6月	住友海上火災保険株式会社入社	
				2001年2月	富士通株式会社入社	
				2009年7月	日本オラクル株式会社入社Fusion Middleware事業本部金融営業部 担 当マネージャー	
				2011年6月	同社Fusion Middleware事業本部金 融営業部 担当シニアマネージャー	
				2013年12月	同社Fusion Middleware事業本部金 融営業部長	
				2016年7月	同社Fusion Middleware事業本部金 融営業部長兼流通・サービス・メ ディア営業部長	
				2017年6月	同社クラウドアプリケーション事業 統括ERP/EPM事業本部 金融・通 信・流通・公益・運輸営業本部長	
				2018年7月	アマゾンウェブサービスジャパン合 同会社入社	
				2020年7月	同社エンタープライズ営業統括本部 保険営業部長	
				2022年1月	同社金融事業統括本部保険営業本 部長	
				2022年10月	同社金融事業統括本部業界・業際ソ リューション推進本部長	
				2024年4月	公開買付者入社	
				2024年7月	公開買付者執行役員事業統括部部長	
2024年10月	公開買付者副社長CBDO執行役員事業 統括部長					
2025年1月	REVortex株式会社取締役(現職) 公開買付者代表取締役社長CEO CBDO執行役員事業統括部長					
2025年4月	公開買付者代表取締役社長CEO CBDO執行役員(現職) オクスモビリティ株式会社取締役 (現職)					

取締役会議長	榎崎 浩一	1958年1月4日	<p>1981年4月 三菱商事株式会社入社 1998年3月 米国三菱商事株式会社 Silicon Valley Office(通信システム事業部長) 2000年7月 Lineo, Inc.(UT, U.S.A.) 入社 2002年12月 Director of Business Development 株式会社ACCESS入社グローバル事業統括本部長 2007年2月 IP Infusion, Inc. (CA, U.S.A.) 出向 2009年4月 株式会社ACCESS取締役 2011年10月 同社副社長 C O O UBIP設立、C E O 2014年10月 Midokura Group President & C O O 2015年10月 S O M P O ホールディングス株式会社入社 2016年5月 同社グループC D O ・執行役員 2017年4月 同社グループC D O ・常務執行役員 2019年6月 同社グループC D O ・執行役常務 2019年11月 Palantir Technologies Japan 株式会社代表取締役C E O (現職) 2020年9月 S O M P O オークス株式会社(現オークスモビリティ株式会社)取締役(現職) 2021年4月 S O M P O ホールディングス株式会社デジタル事業オーナー グループC D O ・執行役専務 2021年7月 公開買付者代表取締役C E O 2022年4月 S O M P O ホールディングス株式会社デジタル事業オーナー 執行役専務 2023年4月 公開買付者代表取締役会長C E O 2024年4月 S O M P O ホールディングス株式会社グループC D O 執行役専務 2024年7月 REVortex株式会社代表取締役社長(現職) 2024年8月 S O M P O Growth Partners 株式会社取締役(現職) 2025年6月 S O M P O ホールディングス株式会社執行役専務(現職)</p>		
取締役	木村 将之	1981年10月6日	<p>2007年3月 有限責任監査法人トーマツ入社 2010年6月 公認会計士登録(現任) 2010年12月 デロイト トーマツ ベンチャーサポート株式会社第2創業 アドバイザリーサービス事業部長 2014年6月 筑波大学非常勤講師(現職) 2015年3月 デロイト トーマツ ベンチャーサポート株式会社シリコンバレー事務所マネージングダイレクター 2018年9月 デロイトコンサルティング US マネージングダイレクター/クライアントサービスエグゼクティブ 2020年8月 デロイトトーマツベンチャーサポート株式会社取締役C O O / パートナー 2022年8月 デロイト プライベート アジアパシフィック エマージンググロースリードパートナー 2023年11月 27pi lots日本代表 2025年6月 S O M P O ホールディングス株式会社グループC D O 執行役員常務(現職)</p>		

取締役	中島 正朝	1966年5月20日	<p>1989年4月 安田火災海上保険株式会社(現：損害保険ジャパン株式会社)入社</p> <p>2007年4月 セゾン自動車火災保険株式会社(出向)マーケティング部長</p> <p>2015年4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社業務企画室長</p> <p>2016年4月 SOMPOホールディングス株式会社デジタル戦略部長</p> <p>2018年4月 SOMPO Digital Lab Inc.Silicon Valley.取締役</p> <p>2018年10月 SOMPO Digital Lab Inc.Tel Aviv.取締役</p> <p>2020年4月 損害保険ジャパン株式会社カスタマーコミュニケーション企画部長</p> <p>2023年4月 SOMPOホールディングス株式会社 デジタル・データ戦略部長(現職)</p> <p>2024年4月 公開買付者代表取締役COO</p> <p>2024年4月 損害保険ジャパン株式会社CDO</p> <p>2025年4月 執行役員DX推進部長</p> <p>2025年4月 同社COO CDO 執行役員DX推進部長(現職)</p>
取締役	小池 淳介	1965年1月12日	<p>1988年4月 株式会社東京銀行入行</p> <p>2011年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ国際企画部グローバル協働推進室室長兼アライアンス戦略室次長兼株式会社三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ次長</p> <p>2012年5月 同社国際企画部兼CIB推進部グローバルCIB企画室長兼同社国際法人部グローバルCIB企画室長</p> <p>2013年12月 ブラジル三菱東京UFJ銀行副頭取兼中南米総支配人室長</p> <p>2014年10月 ブラジル三菱東京UFJ銀行頭取</p> <p>2015年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行執行役員中南米総支配人兼ブラジル三菱東京UFJ銀行頭取</p> <p>2016年10月 同行執行役員中南米総支配人</p> <p>2018年5月 同行執行役員インド・スリランカ総支配人</p> <p>2021年4月 東銀リース株式会社常務執行役員</p> <p>2021年6月 同社常務執行役員国際部門長</p> <p>2025年6月 SOMPOホールディングス株式会社執行役員常務 Group Deputy CFO(現職)</p>
取締役	魚谷 宜弘	1965年10月8日	<p>1988年4月 安田火災海上保険株式会社(現：損害保険ジャパン株式会社)入社</p> <p>2018年4月 SOMPOホールディングス株式会社リスク管理部特命部長(ニューヨーク駐在) Sompo International Holdings Ltd. ERM Director</p> <p>2021年4月 同社グループCRO執行役</p> <p>2023年4月 同社グループCRO兼グループCIO執行役常務</p> <p>2024年4月 公開買付者取締役(現職)</p> <p>2024年4月 同社グループCRO執行役常務</p> <p>2025年4月 損害保険ジャパン株式会社取締役(現職)</p> <p>2025年4月 同社グループCRO執行役専務(現職)</p>
取締役	山本 健二	1977年11月27日	<p>2000年4月 安田火災海上保険株式会社(現：損害保険ジャパン株式会社)入社</p> <p>2023年4月 SOMPOホールディングス株式会社人事部部長(現職)</p>

監査役	太田 順也	1972年 8 月 5 日	1995年 4 月	安田火災海上保険株式会社
			2011年 4 月	株式会社損害保険ジャパン東東京支店東東京第二支社長
			2013年 4 月	損保ジャパン日本興亜システムズ株式会社(現：SOMPOシステムズ株式会社)改革本部 部長
			2015年 4 月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社経営企画部業務企画室課長
			2016年 4 月	SOMPOホールディングス株式会社デジタル戦略部課長
			2020年 4 月	損害保険ジャパン株式会社経営企画部企画グループ担当部長
			2021年 4 月	損保ジャパンDC証券株式会社常務取締役
			2024年 4 月	SOMPOホールディングス株式会社IT企画部特命部長(現職)
			2025年 4 月	損害保険ジャパン株式会社経営企画部・特命部長(現職)
計				

(2) 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

公開買付者の第4期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

公開買付者は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第4期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日)の計算書類について、公開買付者の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人より監査を受けておりますが、本書に記載する公開買付者の第4期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表は、監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

[貸借対照表]

(単位：百万円)

第4期事業年度
(2025年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金預金	21,309
売掛金	21
契約資産	11
未収収益	0
前払費用	41
仮払金	0
立替金	40
流動資産合計	21,425
固定資産	
有形固定資産	40
土地	29
建物	18
建物附属設備	2
構築物	1
工具、器具及び備品	20
減価償却累計額	11
減損累計額	19
無形固定資産	89
ソフトウェア仮勘定	89
投資その他の資産	10,701
関係会社株式	3,613
投資有価証券	6,190
SAFE投資	748
預託金	6
繰延税金資産	143
固定資産合計	10,832
繰延資産	
創立費	22
繰延資産合計	22
資産合計	32,280
負債の部	
流動負債	156
未払金	14
未払費用	2,288
未払法人税等	0
預り金	15
契約負債	6
流動負債合計	2,483
負債合計	2,483

(単位：百万円)

		第4期事業年度 (2025年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金		12,198
資本剰余金		12,198
資本順位金		12,198
利益剰余金		5,030
その他利益剰余金		5,030
繰越利益剰余金		5,030
株主資本合計		29,427
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		369
評価・換算差額等合計		369
純資産合計		29,796
負債純資産合計		32,280

[損益計算書]

(単位：百万円)

	第4期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	610
売上原価	418
売上総利益	192
販売費及び一般管理費	1,362
営業利益()	1,169
営業外収益	
受取利息	18
有価証券利息	100
受取配当金	0
投資事業組合運用益	8
雑収入	6
営業外収益合計	134
営業外費用	
為替差損	24
投資事業組合運用損	138
創立費償却	17
組合管理費	57
組合経費	8
控除対象外消費税額	48
雑損失	12
営業外収益合計	307
経常利益()	1,342
特別利益	
投資有価証券売却益	602
関係会社株式売却益	10,638
特別利益合計	11,240
特別損失	
投資有価証券評価損	142
固定資産売却損	19
事業撤退損	1,205
社債償還に係るアドバイザー費用	129
特別利益合計	1,496
税引前当期純利益	8,400
法人税及び住民税	2,102
法人税等調整額	68
当期純利益	6,367

[株主資本等変動計算書]

(単位：百万円)

		第4期事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高		12,198
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高		12,198
資本剰余金		
当期首残高		12,198
当期変動額		
当期変動額合計		
当期末残高		12,198
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		1,317
当期変動額		
当期純利益		6,367
当期変動額合計		6,367
当期末残高		5,030
株主資本合計		
当期首残高		23,060
当期変動額		
当期純利益		6,367
当期変動額合計		6,367
当期末残高		29,427
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高		192
当期変動額		
当期変動額合計		176
当期末残高		369
評価・換算差額等合計		
当期首残高		192
当期変動額		
当期変動額合計		176
当期末残高		369
純資産合計		
当期首残高		23,252
当期変動幅		
当期純利益		6,367
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		176
当期変動幅合計		6,544
当期末残高		29,796

注記事項

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
---------------	-------------

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
-----------------	---

市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
------------	-------------

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法を採用しております。耐用年数は以下のとおりです。

建物	22年
----	-----

建物附属設備	13～15年
--------	--------

構築物	15年
-----	-----

工具、器具及び備品	3～15年
-----------	-------

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 金銭債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末において貸倒引当金の残高はありません。

賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。なお、当事業年度末において貸倒引当金の残高はありません。

(4) 収益及び費用の計上基準

ソフトウェアサービスに係る収益は、顧客がソフトウェアを利用可能な状態とすること、契約期間を通じてソフトウェアを利用可能な環境を提供することから発生し、顧客との販売契約に基づいて、初期設定及び契約期間を通じたソフトウェア利用環境を提供する履行義務を負っております。

当該履行義務は、初期設定については利用開始日に顧客がソフトウェアを利用開始できる環境を整備することを持って充足されると判断し、利用開始月に一括して収益を認識しております。契約期間を通じたソフトウェア利用環境の提供については、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、利用期間を通じて各月で収益を認識しております。

受託開発に係る収益は、主に顧客に対するソフトウェア開発の受託業務を行うことから発生し、顧客との準委任契約または請負契約に基づき、契約期間を通じて顧客の指示に従い開発業務に係る役務提供を行う履行義務を負っております。

顧客との準委任契約については、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

顧客との請負契約については、一定の期間にわたり履行義務を充足すると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

(5) その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

創立費は会社の成立のときから5年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却する方法を採用しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

公開買付者はTytoCare事業、VCU事業、受託開発事業、egaku事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、TytoCareライセンス、ソフトウェア開発サービスであります。

TytoCare事業は診療支援キット「TytoCare」に係る利用初期設定サービスの提供及び利用ライセンスの販売を行っています。初期設定サービスの提供に係る収益は、ライセンス利用開始月に一括して収益を認識しており、利用ライセンスの販売に係る収益は、初期設定サービス提供完了後に利用可能となる、ライセンス利用期間を通じて各月で認識しております。当期の売上高は3百万円であります。

VCU事業は取引先が抱える課題に対しビジネスデザインからサービスローンチまで幅広くソリューションを提供する事業を行っており、その収益は委任を受けた業務の進捗度に応じて認識しており、当期の売上高は30百万円であります。

受託開発事業はSOMPOグループ各社からソフトウェア開発の受託業務を行っており、開発作業の遂行に伴い顧客がその便益を享受するものと認められることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されるものとして収益を認識しており、当期の売上高は530百万円であります。

egaku事業は介護RDPにおけるプロダクト開発・運用等を行っており、その収益は開発・運用の進捗度合に応じて認識しており、当期の売上高は45百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産及び繰延税金負債の計上)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産(純額)	143百万円
------------	--------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度における繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は、下記「9. 税効果会計に関する注記」に記載したとおりであります。

公開買付者では、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があると判断し、繰延税金資産を計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。なお、将来の課税所得の見積りに基づき、回収可能性の見込めない部分は評価性引当額として、繰延税金資産から控除しております。

繰延税金資産の認識は、取締役会で承認された将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(関係会社株式及び投資有価証券の評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

投資有価証券評価損	142百万円
関係会社株式	3,613百万円
投資有価証券	6,190百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、超過収益力を加味して取得した非上場株式については、会社の超過収益力を反映した1株当たりの純資産額に基づく実質価額が著しく低下した場合には、減損処理を実施する方針であります。

投資有価証券のうち、市場価格のない株式等については、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、超過収益力を加味して取得した非上場株式については、会社の超過収益力を反映した1株当たりの純資産額に基づく実質価額が著しく低下した場合には、減損処理を実施しております。市場価格のない株式等以外のものについては、期末日の時価が取得価額に比べて30%以上下落したものを減損の対象としております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投資時における超過収益力を検討する際には、過去の実績や入手した投資先の事業計画等を総合的に勘案し検討しておりますが、当該検討には見積りの要素が含まれており、事業計画に含まれる売上高成長率が主要な仮定となります。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

翌事業年度において、投資先の業績が事業計画を下回る場合には、減損処理を行う可能性があります。また、評価モデルにより時価を算定された投資有価証券について、原資産価格の変動により評価差額を計上する可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	40百万円
無形固定資産	89百万円
減損損失	- 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

公開買付者では、TytoCare事業、VCU事業、受託開発事業、egaku事業を営んでおり、各事業を運営していくための工具器具備品を保有しております。そのため、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である各事業を基本単位として、また処分予定資産については当該資産ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候が識別された資産又は資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローを見積り、その総額が帳簿価額を下回った場合には、減損の認識をしております。減損の測定にあたっては、正味売却価額又は使用価値のうち、どちらか高い金額を回収可能価額として使用し、これが帳簿価額を下回った部分について帳簿価額を減額し、減損損失を計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローや使用価値の見積りで使用する将来キャッシュ・フローは、主に取締役会で承認された将来の事業計画を基礎として見積もっておりますが、当該事業計画の主要な仮定は、各事業における新規受注等に基づく売上予測をベースにしており、不確実性を伴っております。

そのため、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際の損益やキャッシュ・フローが見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

4. 未適用の会計基準等に関する注記

財務諸表作成日において未適用の会計基準等のうち、財務諸表に重要な影響を与える可能性がある主なものは以下のとおりであります。

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日公表 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日公表 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを取り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2027年4月1日から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

5. 貸借対照表等に関する注記

関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	51百万円
短期金銭債務	91百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	25百万円
販売費及び一般管理費	354百万円

(2) 営業外取引による関係会社株式売却益の計上

2024年5月1日付で公開買付者の関係会社であったSOMPOオークス株式会社(現オークスモビリティ株式会社)の全株式をシー・シックス・セブン株式会社に譲渡し、関係会社株式売却益として10,638百万円を計上しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 209,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額

当事業年度における配当金の支払はありません。

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
令和7年6月23日 定時株主総会	普通株式	その他 利益剰余金	3,600百万円	17,224円88銭	令和7年3月31日	令和7年6月23日

8. 税効果会計に関する注記

(1) グループ通算制度の適用に関する事項

公開買付者は、グループ通算制度を適用しております。これに伴い、法人税及び地方法人税ならびに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。

(2) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減損損失	264百万円
投資有価証券評価損	134百万円
未払事業税	45百万円
その他有価証券評価差額金	20百万円
ソフトウェア	9百万円
減価償却超過額	7百万円
繰延消費税等	1百万円
繰延税金資産小計	484百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	187百万円
評価性引当額小計	187百万円
繰延税金資産合計	297百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	153百万円
繰延税金負債合計	153百万円
繰延税金資産の純額	143百万円

- (3) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位: %)

	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6
永久に益金に算入されない項目(受取配当金・投資簿価修正等)	8.3
評価性引当額の増減	1.2
単体企業分類5(地方税の税効果無し)	0.8
賃上げ促進税制適用による税額控除	0.2
その他	0.1
法人税等の負担率	24.2

- (4) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を24.66%から25.55%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が4百万円減少し、法人税等調整額が0.4百万円、その他有価証券評価差額金が5百万円それぞれ減少しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

親会社

(単位: 百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	SOMPOホールディングス株式会社	被所有直接100%	出向者の受入	出向分担金の支払 (注1)	232	-	-
			ソフトウェア受託開発	業務委託費の支払 (注2)	263	未払金	61

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注1) 出向分担金については、出向元の報酬水準を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 売上原価に計上している分を含めます。支払価格は、市場価格、公開買付者の原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

子会社

(単位: 百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	REVortex株式会社	直接100%	役員の兼任 出向者の送付	設立出資(注1)	150	関係会社株式	150
				出向分担金の受取 (注2)	4	-	-
子会社	SOMPO Growth Partners株式会社	直接100%	役員の兼任 出向者の送付	設立出資(注3)	50	関係会社株式	50
				出向分担金の受取 (注2)	6	-	-

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注1) 設立出資に際し、1株につき100千円にて1,500株を取得しております。

(注2) 出向分担金については、公開買付者の報酬水準を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注3) 設立出資に際し、1株につき50千円にて1,000株を取得しております。

兄弟会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	損害保険 ジャパン 株式会社	なし	出向者の受入	出向分担保金の支払 (注1)	32	-	-
			ソフトウェア 受託開発	業務委託費の受取 (注2)	493	-	-
親会社の 子会社	SOMPOケア 株式会社	なし	ソフトウェア 受託開発	業務委託費の受取 (注2)	45	売掛金	1

取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注1) 出向分担保金については、出向元の報酬水準を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 受託開発については、市場価格、弊社の原価等を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

公開買付者は、余剰資金運用については銀行預金に限定し、また親会社であるSOMPOホールディングスの出資により資金調達を行っております。

売掛金、契約資産に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主に新株予約権付社債、株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、時価情報や投資先の財務状況等から、定期的に資産の回収可能価額の把握を行っております。

預託金(差入保証金)は、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸主の状況の変化を把握できる体制となっております。

未払金及び未払法人税等といった営業活動に関連する債務は、その大部分が短期の支払期日であり、支払期日及び残高を適切に管理し、銀行預金において十分に支弁しうる状態を確保することで対応しており、これらの債務が公開買付者の資金繰りに与える流動性リスクは低いものと認識しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

現金及び預金、売掛金、契約資産、未払金、未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっているため、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	0	0	-
預託金	6	6	0
資産計	6	6	0

投資有価証券のうち、市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額については次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項で開示している計表中の「投資有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
市場価格のない株式等(注1)	2,256
組合出資金(注2)	3,934

(注1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 組合出資金は、投資事業組合であります。これらは企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式(注3)	3,613

(注3) 関係会社株式には非上場株式等が含まれ、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第5項に従い、時価開示の対象とはしていません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	0	0	0
資産計	-	0	0	0

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

投資有価証券

上場株式及び上場新株予約権は期末日の市場価格をもって、レベル1の時価に分類しております。上場株式及び上場新株予約権以外の有価証券については、レベル2に分類しており、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、新株予約権付社債、非上場の新株予約権が含まれます。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額(注1)	142,567円58銭
1株当たり当期純利益(注2)	30,465円69銭

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

純資産の部の合計額(千円)	29,796,624
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
普通株主に係る期末の純資産額(千円)	29,796,624
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	209,000

(注2) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

当期純利益(千円)	6,367,330
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る当期純利益(千円)	6,367,330
普通株主の期中平均株式数(株)	209,000

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年12月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	58,650(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	700		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	59,350		
所有株券等の合計数	59,350		
(所有潜在株券等の合計数)	(700)		

(注) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2025年12月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	58,650(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	700		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	59,350		
所有株券等の合計数	59,350		
(所有潜在株券等の合計数)	(700)		

(注) なお、公開買付者は、本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認の上、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(2025年12月26日現在)

氏名又は名称	及川 智正
住所又は所在地	和歌山県和歌山市黒田99番地12(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社農業総合研究所 代表取締役会長CEO
連絡先	連絡者：ソシアス総合法律事務所 弁護士 小櫃吉高 連絡場所：東京都渋谷区恵比寿4-20-7 恵比寿ガーデンプレイス センタープラザB1 電話番号：03-6416-9416
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して議決権を行使することを合意している者

(2025年12月26日現在)

氏名又は名称	堀内 寛
住所又は所在地	和歌山県和歌山市黒田99番地12(対象者所在地)
職業又は事業の内容	株式会社農業総合研究所 代表取締役社長
連絡先	連絡者：ソシアス総合法律事務所 弁護士 小櫃吉高 連絡場所：東京都渋谷区恵比寿4-20-7 恵比寿ガーデンプレイス センタープラザB1 電話番号：03-6416-9416
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して議決権を行使することを合意している者

【所有株券等の数】

及川 智正

(2025年12月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	37,125(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	350		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	37,475		
所有株券等の合計数	37,475		
(所有潜在株券等の合計数)	(350)		

堀内 寛

(2025年12月26日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	21,525(個)	(個)	(個)
新株予約権証券	350		
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	21,875		
所有株券等の合計数	21,875		
(所有潜在株券等の合計数)	(350)		

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(1) 本応募契約(及川氏ら)

公開買付者は、2025年12月25日付で、及川氏らとの間で、本応募契約(及川氏ら)を締結し、(a)及川氏が所有する対象者株式962,500株(所有割合：4.41%)及び本新株予約権350個(目的となる対象者株式の数：35,000株、所有割合：0.16%)を本公開買付けへ応募し、残りの対象者株式2,750,000株(所有割合：12.61%)を本公開買付けに応募しない旨、(b)堀内氏が所有する対象者株式1,052,500株(所有割合：4.83%)及び本新株予約権350個(目的となる対象者株式の数：35,000株、所有割合：0.16%)を本公開買付けへ応募し、残りの対象者株式1,100,000株(所有割合：5.04%)を本公開買付けに応募しない旨等をそれぞれ合意しております。

当該合意の詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約(及川氏ら)」をご参照ください。

(2) 担保契約

及川氏は、その所有する対象者株式3,712,500株(所有割合：17.02%)のうち1,318,900株(所有割合：6.05%)を大和証券に、1,000,000株(所有割合：4.59%)を東海東京証券にそれぞれ担保として提供しております。また、堀内氏はその所有する対象者株式2,152,500株(所有割合：9.87%)のうち1,302,600株(所有割合：5.97%)を大和証券に担保として提供しております。対象者によれば、及川氏らは、当該担保権を本書提出日中にいずれも解除した上で、本応募合意株式(及川氏ら)について本公開買付けに応募することを予定しているとのことです。

(3) 本株主間契約

公開買付者は、2025年12月25日付で、及川氏らとの間で、対象者グループの共同運営等に関して、及び本公開買付け成立後の対象者の株式の取扱いに関する内容を含む事項に関して、本株主間契約を締結しております。詳細は、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本株主間契約」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との取引

該当事項はありません。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年12月25日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのこと。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、2025年12月25日付で、及川氏らとの間で、本応募契約(及川氏ら)を締結しております。当該合意の詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約(及川氏ら)」をご参照ください。

また、公開買付者は、2025年12月25日付で、及川氏らとの間で、本経営委任契約を締結しております。当該合意の詳細につきましては、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本経営委任契約(及川氏)」及び「本経営委任契約(堀内氏)」をご参照ください。

加えて、公開買付者は、2025年12月25日付で、及川氏らとの間で、本株主間契約を締結しております。詳細は、上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本株主間契約」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 グロース市場							
	月別	2025年 6月	2025年 7月	2025年 8月	2025年 9月	2025年 10月	2025年 11月	2025年 12月
最高株価		418	644	763	624	546	499	519
最低株価		325	328	503	513	438	444	425

(注) 2025年12月については、同年12月25日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単位)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第18期(自 2023年 9月 1日 至 2024年 8月31日)2024年11月29日 近畿財務局長に提出

事業年度 第19期(自 2024年 9月 1日 至 2025年 8月31日)2025年11月28日 近畿財務局長に提出

【半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社農業総合研究所

(和歌山県和歌山市黒田99番地12)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2026年8月期第1四半期決算速報値に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年12月25日付で「2026年8月期第1四半期決算速報値に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく概要は以下のとおりです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

2026年8月期第1四半期決算の速報値(2025年9月1日～2025年11月30日)

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益
2026年8月期 第1四半期(速報値)	2,271	9	10	4
2025年8月期 第1四半期(実績値)	1,944	66	68	70
増減率(%)	16.8	85.2	85.1	93.3

(2) 「2026年8月期の中間配当及び期末配当予想の修正(無配)及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年12月25日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2026年8月期の中間配当及び期末配当を行わないこと、及び、2026年8月31日を基準日とする株主優待より株主優待制度を廃止することを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者が、2025年12月25日付で公表した「2026年8月期の中間配当及び期末配当予想の修正(無配)及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」をご参照ください。